

共育・協働  
未来への人づくり

江戸川区次世代育成支援行動計画（案）

平成17年2月

江戸川区

共育・協働 未来への人づくり  
(江戸川区次世代育成支援行動計画)

目 次

---

I	計画の概要	1
1	計画の目的	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間と見直し時期	3
4	計画策定のための取り組み	4
	(1) 子ども家庭実態調査の実施	4
	(2) 計画の策定体制	5
II	江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況	7
1	江戸川区の子ども人口の動向	7
2	江戸川区の子育て家庭像	9
	(1) 子育て家庭の状況	9
	(2) 子育て家庭の暮らし方	10
	(3) 子育て家庭の働き方	11
3	子ども人口の推計値	12
III	計画の基本的な枠組み	13
1	計画の基本理念	13
2	基本方針	14
3	計画の体系	15
IV	施策の取り組みの方向性	16
1	自信をもって子育てができるまちをめざして	16
	(1) 子育て家庭を支える地域づくり	16
	(2) 多様な保育サービスの充実	22
	(3) 仕事と家庭の両立の支援	30
2	母と子が心身ともに健康なまちをめざして	32
	(1) お母さんと子どもの健康の確保	32

<b>3</b>	<b>子どもの豊かな成長を育むまちをめざして</b> .....	<b>37</b>
	(1) 一人ひとりの個性と能力を伸ばす学校教育の推進 .....	37
	(2) 子どもの健やかな成長への支援 .....	41
	(3) 家庭や地域における共育・協働 .....	45
<b>4</b>	<b>子育て家庭や子どもにとって安心・安全なまちをめざして</b> .....	<b>48</b>
	(1) 子育てにやさしいまちづくりの推進 .....	48
	(2) 子どもの安全を守る活動の推進 .....	51
<b>5</b>	<b>一人ひとりの自立と成長を支えるまちをめざして</b> .....	<b>54</b>
	(1) 個別の支援が必要な子ども等へのきめ細かな取り組みの推進 .....	54

---

---

# I 計画の概要

---

---

## 1 計画の目的

平成 14 年 1 月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因とされてきた晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められ、現状のままでは、少子化は今後いっそう進展すると予測されています。

こうしたなか、少子化の流れを変えるため、国は「次世代育成支援」一次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する—という考え方から、平成 15 年 3 月に、政府としての「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめました。

あわせて、平成 15 年 7 月には、地方公共団体及び企業における平成 17 年度からの 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」を制定し、「市町村行動計画」の策定を、全国の区市町村に義務付けました（次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項）。

江戸川区においては、平成 14 年 7 月に策定した江戸川区長期計画の中で「未来を担う人づくり」を区の主要な施策の 1 つに掲げ、次世代育成支援対策推進法制定前から、子どもたちの健全な育成と子育て支援に取り組んでいます。

本計画は、江戸川区長期計画の理念をさらに具体化し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、夢をもって豊かに育つまちをつくるために、家庭・地域・事業者・区が力をあわせてめざす方向性と具体的な目標を定めるものです。

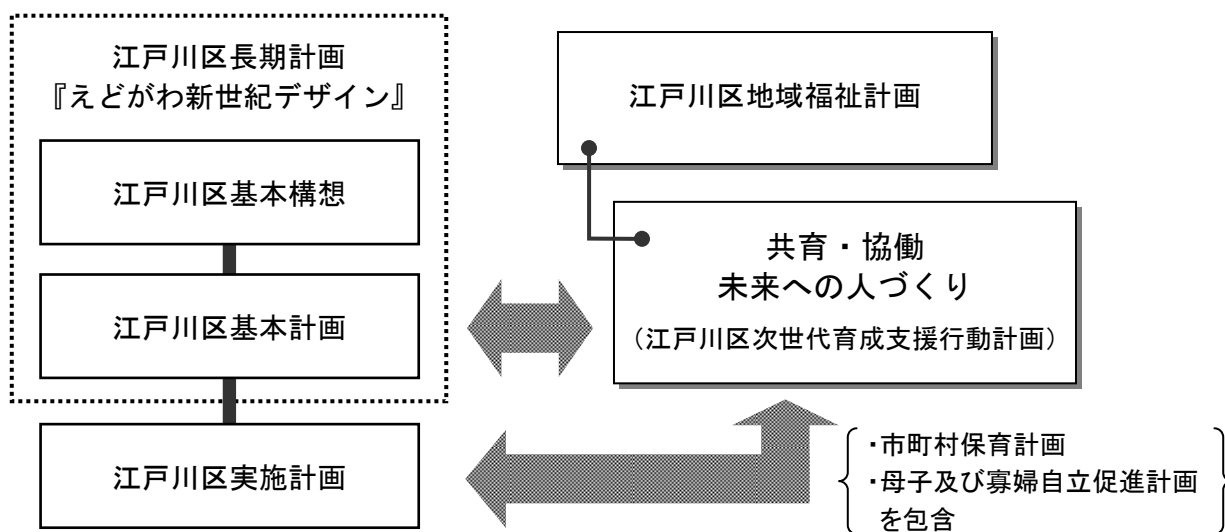
## 2 計画の性格

「共育・協働 未来への人づくり（江戸川区次世代育成支援行動計画）」は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に規定される「市町村行動計画」として位置付けられるものであり、行動計画策定指針に即して次世代育成支援にむけた10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために策定するものです。

本計画は、市町村保育計画（児童福祉法第56条の8）、母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法第11条第2項第3号）を包含するものであり、また、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定された「江戸川区地域福祉計画」（平成16年度から平成23年度）との調和を図っています。

さらに、本計画は、2020年頃の江戸川区の将来都市像及び基本目標を掲げる基本構想と、基本構想を実現するための基本計画（平成14年度から平成23年度）を示す、江戸川区長期計画『えどがわ新世紀デザイン』と方向性をともにしています。

### [ 計画の性格 ]



### 3 計画の期間と見直し時期

本計画は、平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 5 年間を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とする 10 年間を計画期間とします。

後期計画については、計画の進捗状況、社会情勢、区民の意見等を踏まえ、平成 21 年度までに必要な見直しを行った上で、策定を行うこととなります。

[ 計画期間と計画の見直し時期 ]

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画									
				▼ 見直し	後期計画				

## 4 計画策定のための取り組み

### (1) 子ども家庭実態調査の実施

江戸川区では、子育て家庭の生活実態等を把握するため、平成15年1月に、未就学の子どもがいる保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

また、本計画の策定に必要な資料を得るため、平成16年5月に、小学生までの子どもがいる保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

これらの調査によって明らかになった課題や区民の意見は、計画の施策の取り組みの方向性や子育て支援・保育事業の目標事業量を検討するための資料として活用しています。

#### [ 子ども家庭実態調査の概要 ]

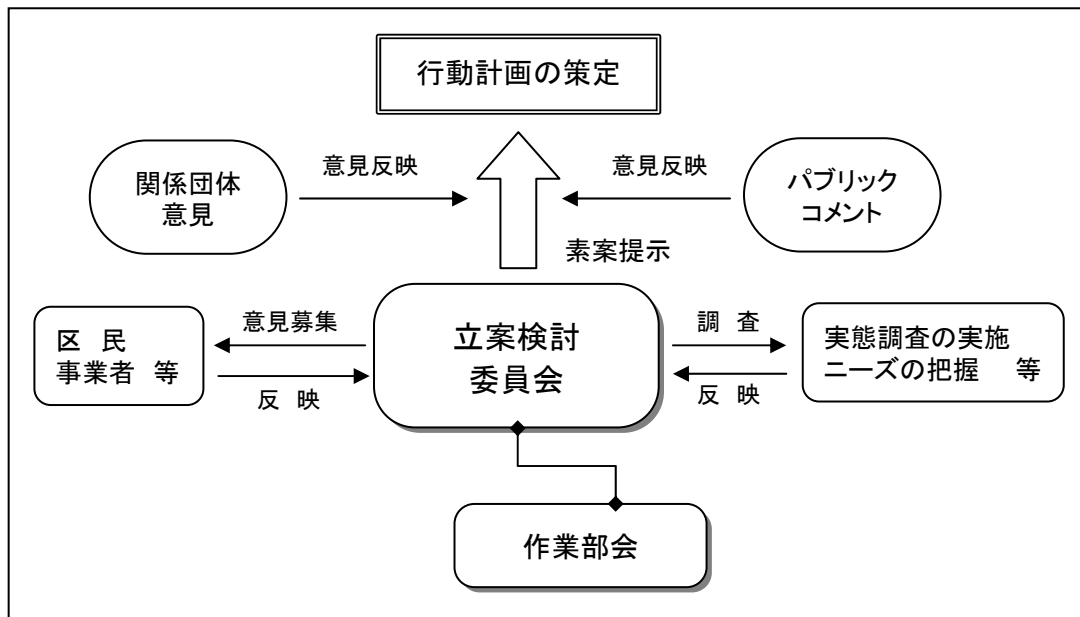
調査の種類	調査対象者	調査方法	調査期間	対象者数・回収状況
①H15年乳幼児保護者調査	0～6歳の未就学の子どもがいる保護者	郵送配付・訪問回収	平成15年1月	対象者数：3,000人 有効回収数：2,754人 有効回収率：91.8%
②H16年乳幼児保護者調査	0～6歳の未就学の子どもがいる保護者	郵送配付・訪問回収	平成16年5月	対象者数：2,000人 有効回収数：1,852人 有効回収率：92.6%
③H16年小学生保護者調査	小学生の子どもがいる保護者	郵送配付・訪問回収	平成16年5月	対象者数：1,500人 有効回収数：1,344人 有効回収率：89.6%

## (2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内の9部1委員会からなる「江戸川区次世代育成支援行動計画策定立案検討委員会」を設置し、計画の内容等の協議を行いました。

また、次世代育成支援に対する区民や関係団体の意見を把握するため、ホームページ等による意見募集、関係団体等へのヒアリング調査等を行い、計画への反映を図りました。

[ 計画の策定体制 ]



[ 立案検討委員会における検討内容 ]

第1回	平成15年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>立案検討体制と計画策定スケジュールについて</li> <li>次世代育成支援に関する事業調査について</li> </ul>
第2回	平成16年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定ニーズ量算定のためのアンケート調査について</li> <li>区民意見、団体意見の一般募集について</li> </ul>
第3回	平成16年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体の意見の聞き取りについて</li> </ul>
第4回	平成16年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「江戸川区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ」について</li> </ul>
第5回	平成17年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「江戸川区次世代育成支援行動計画（案）」について</li> </ul>



[ ホームページ等による区民・団体意見募集の概要 ]

募集期間	平成16年6月1日～6月30日
募集方法	ホームページへの書き込み、郵送、ファックス、区役所への持参など
募集結果	・区民意見 14件 ・団体意見 11件

[ 関係団体等へのヒアリング調査の概要 ]

実施時期	平成16年6月～10月
実施団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て関連団体等 21団体</li> <li>・健康づくり団体等 6団体</li> <li>・教育関連団体等 11団体</li> <li>・福祉関連団体等 8団体</li> <li>・地域団体等 4団体</li> <li>・まちづくり関係団体等 4団体</li> <li>・環境促進団体 1団体</li> <li>合計 55団体</li> </ul>

[ 中間のまとめへの意見の概要 ]

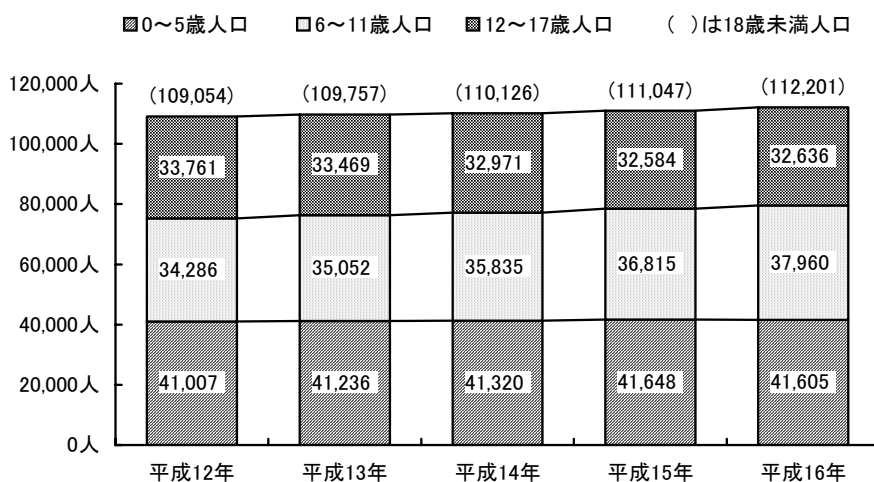
募集時期	平成16年11月20日～12月31日
募集方法	ホームページへの書き込み、郵送、ファックス、区役所への持参など
募集結果	15件

## Ⅱ 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況

### 1 江戸川区の子ども人口の動向

- 江戸川区は、東京 23 区内で最も子どもが多い区です。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、東京 23 区で第 1 位、全国平均並の水準にあります。
- しかし、近年増加し続けてきた 0～5 歳児人口は、出生数の減少等により、平成 16 年は前年を下回っている状況です。

[ 18 歳未満人口の推移 ]



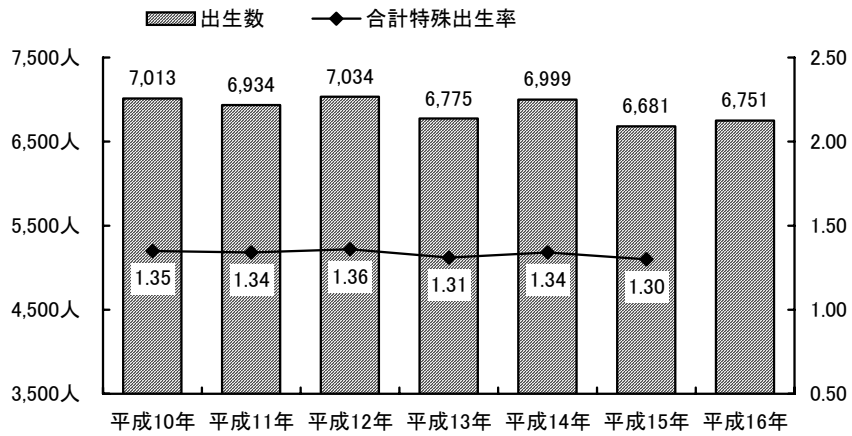
資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）

[ 18 歳未満人口割合の比較 ]

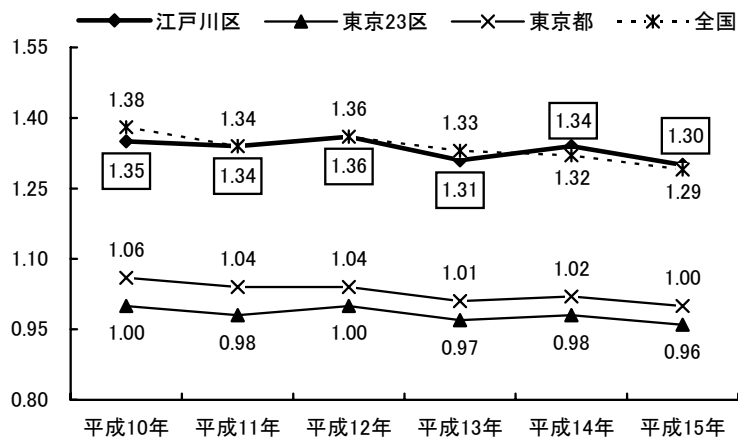
	江戸川区	東京 23 区	東京都
0～5 歳人口割合	6.4%	4.6%	4.9%
6～11 歳人口割合	5.9%	4.4%	4.7%
12～17 歳人口割合	5.1%	4.5%	4.8%
18 歳未満人口割合	17.4%	13.5%	14.4%

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 16 年 1 月）

[ 出生数と合計特殊出生率の推移 ]



[ 出生数と合計特殊出生率の推移 ]



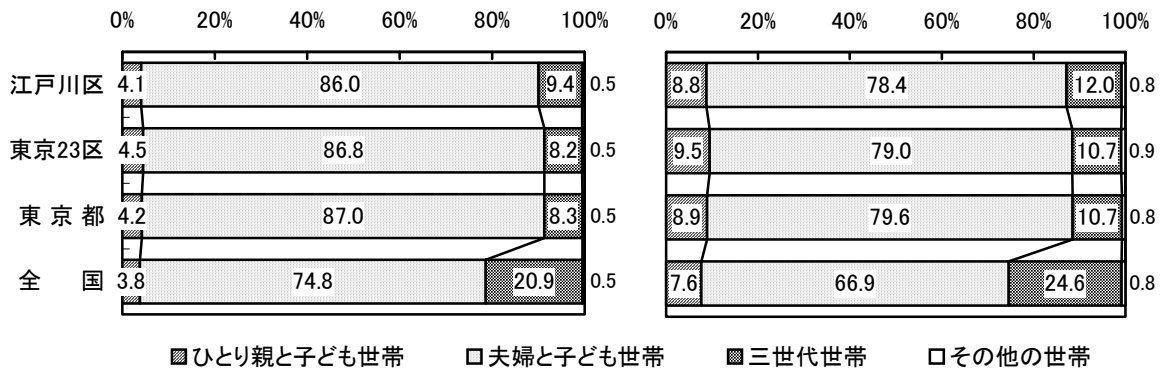
資料：①出生数：住民基本台帳（各年1月～12月）  
 ②合計特殊出生率：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」  
 及び東京都福祉保健局「東京都の衛生統計」

## 2 江戸川区の子育て家庭像

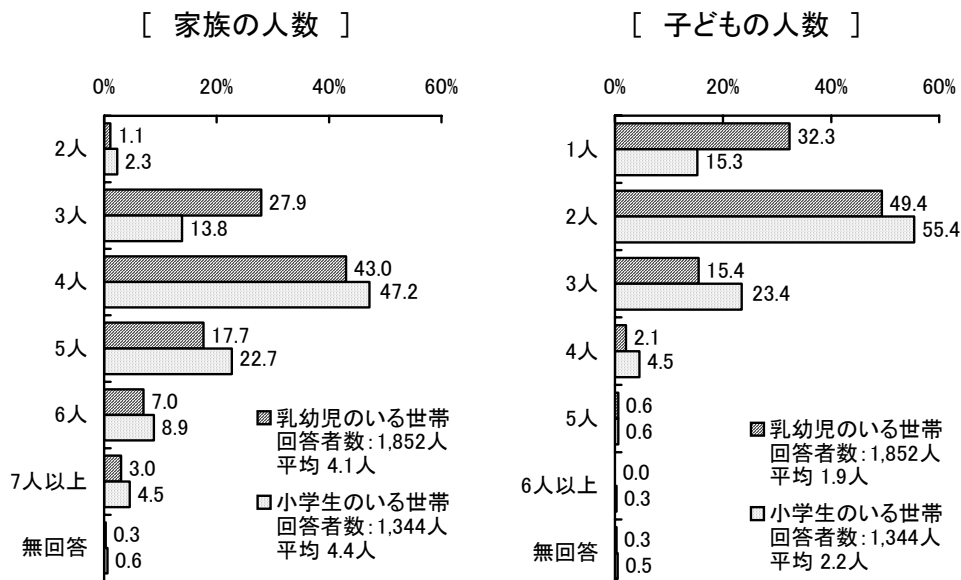
### (1) 子育て家庭の状況

- 家族形態は多くが核家族世帯ですが、東京 23 区平均に比べると、若干、三世帯世帯の割合が高いといえます。
- 一世帯あたりの家族の人数の平均は、乳幼児のいる世帯で 4.1 人、小学生のいる世帯で 4.4 人です。
- 子どもの人数の平均は、乳幼児のいる世帯で 1.9 人、小学生のいる世帯で 2.2 人となっています。

[ 世帯形態(左図:6歳未満の子どもがいる世帯、右図:18歳未満の子どもがいる世帯) ]



資料：総務省統計局「平成 12 年国勢調査」

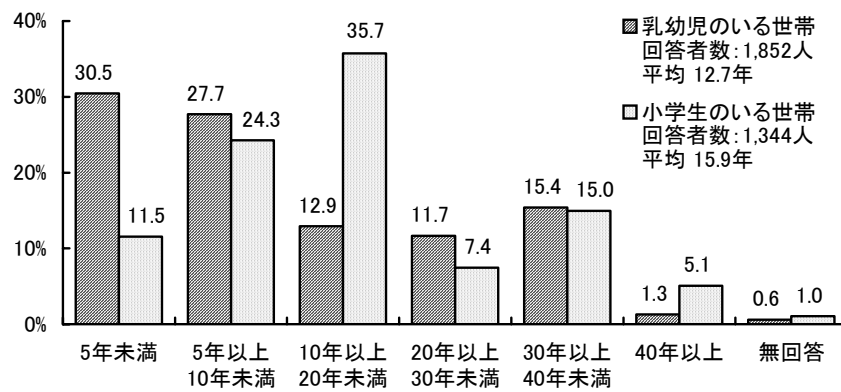


資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成 16 年 11 月）

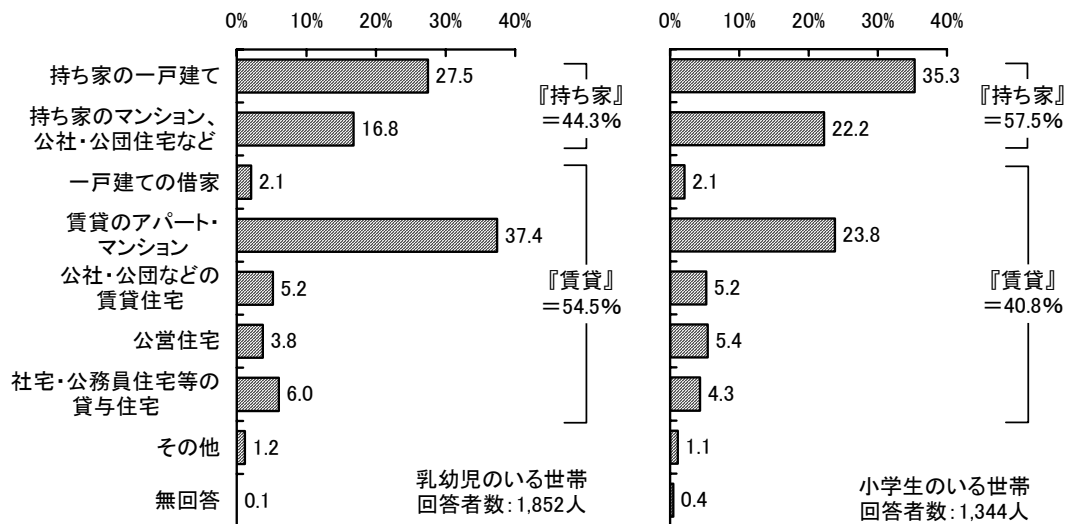
## (2)子育て家庭の暮らし方

- 江戸川区に暮らしている年数は、乳幼児のいる世帯で平均 12.7 年、小学生のいる世帯では、乳幼児のいる世帯を 3.2 年上回る 15.9 年です。
- 住宅形態は、乳幼児のいる世帯では賃貸のアパート・マンション、小学生のいる世帯では持ち家の一戸建てに住んでいる割合が、それぞれ最も高くなっています。持ち家率は、乳幼児のいる世帯で 44.3%、小学生のいる世帯で 57.5%となっています。

[ 居住年数 ]



[ 住宅形態 ]

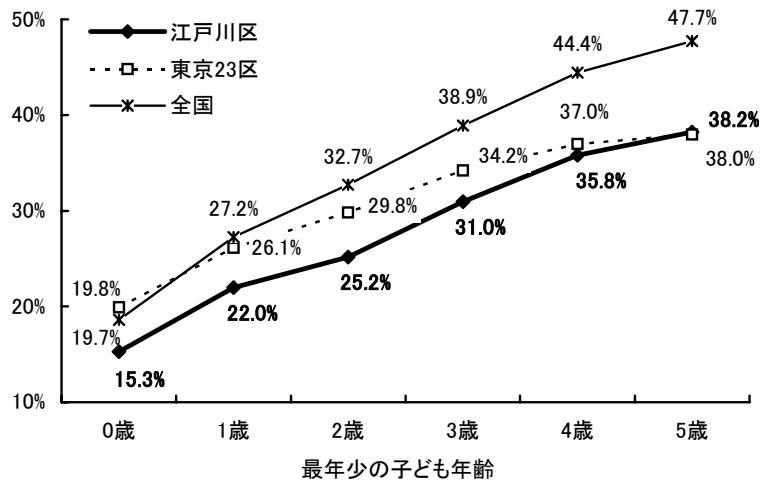


資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成 16 年 11 月）

### (3)子育て家庭の働き方

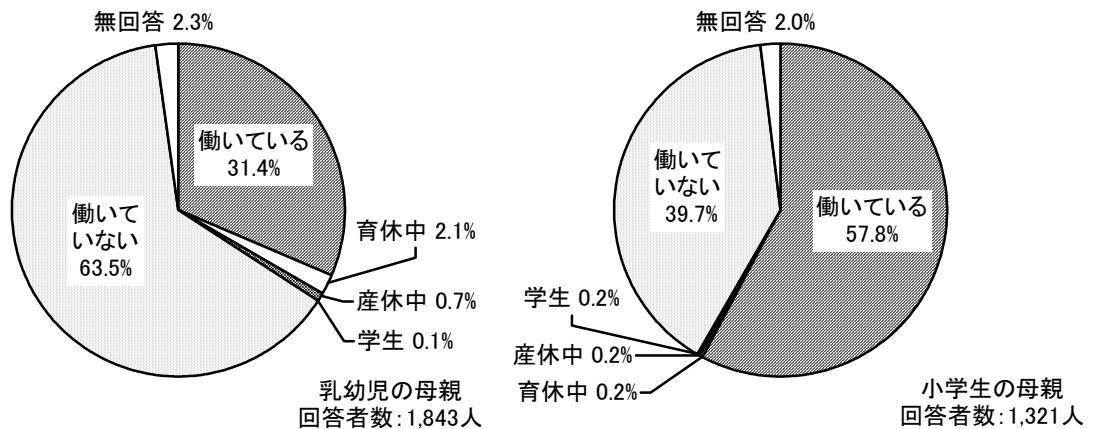
- 江戸川区は、東京23区平均に比べて、出産・子育て期にあたる25～39歳の女性の労働力人口比率、共働き世帯の割合が低いことが特徴です。
- 乳幼児の母親のうち働いている人の割合は31.4%、小学生の母親の場合には57.8%となっています。

[ 夫婦と子ども世帯における共働き世帯の割合 ]



資料：総務省統計局「平成12年国勢調査」

[ 乳幼児・小学生の母親の就労状況 ]



資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

### 3 子ども人口の推計値

江戸川区における平成17年から平成21年の子ども人口は、0～5歳人口は減少傾向にありますが、18歳未満人口全体としては、今後も増加すると見込まれます。

[ 平成17年から平成21年の子ども人口の推計値 ]

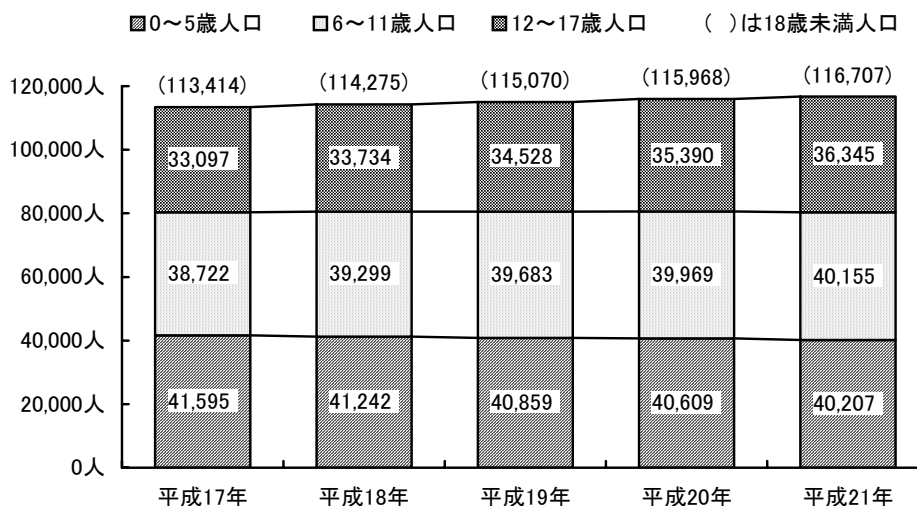
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0～5歳	41,595人	41,242人	40,859人	40,609人	40,207人
6～11歳	38,722人	39,299人	39,683人	39,969人	40,155人
12～17歳	33,097人	33,734人	34,528人	35,390人	36,345人
18歳未満人口合計	113,414人	114,275人	115,070人	115,968人	116,707人

※各年4月1日現在

※住民基本台帳人口及び外国人登録人口をもとに、各年齢ごとにコーホート変化率法により推計

※0歳人口は、平成11年から15年の女性の年齢（15～49歳の5歳刻み）別出生率の平均に、推計対象人口を乗じて算出

※1歳以上人口は、平成13年から14年、14年から15年、15年から16年の各歳別人口変化率の平均を乗じて算出



### Ⅲ 計画の基本的な枠組み

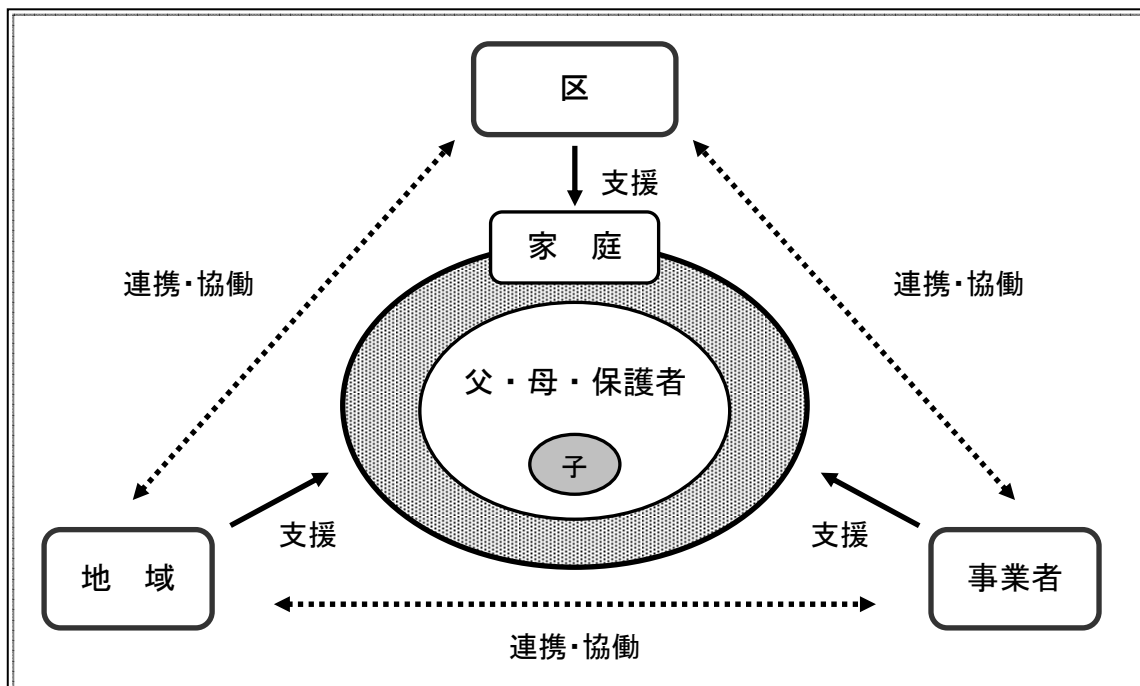
#### 1 計画の基本理念

子どもは未来を担う宝です。江戸川区においては、子どもが夢をもち、個性や能力を伸ばし、自主性、自律性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育っていくことが大切であるとの視点から、長期計画の中で「未来を担う人づくり」を区の主要な施策の1つに掲げ、子どもたちの健全な育成と子育て支援に取り組んできました。

本計画においては、次世代育成支援対策は父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、江戸川区長期計画の理念をさらに具体化し、家庭・地域・事業者・区が力をあわせ、次世代育成支援対策を推進する上での基本的な考え方として、次のような基本理念を掲げます。

#### ◆ 基本理念

子どもを共に育て  
子どもと共に育つまち えどがわ





## 2 基本方針

基本理念のもと、次の5項目を基本方針として設定し、総合的な計画の推進に取り組みます。

### ◆ 基本方針

#### 基本方針1 自信をもって子育てができるまちをめざして

地域の子育て支援サービスを充実し、子育てをしているすべての家庭が、自信をもって子育てができるよう支援します。また、男女がともに子育てのすばらしさをわかちあえる環境づくりをすすめます。

#### 基本方針2 母と子が心身ともに健康なまちをめざして

母親・これから母親となる人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援するとともに、乳幼児期から青少年期まで、すべての子どもの心とからだの健康づくりを推進します。

#### 基本方針3 子どもの豊かな成長を育むまちをめざして

次代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばすことができる教育環境の整備や、人間性豊かに育つことができる場や機会づくりをすすめます。また、家庭や地域の共育力を高め、地域全体で子どもの育ちを支えていきます。

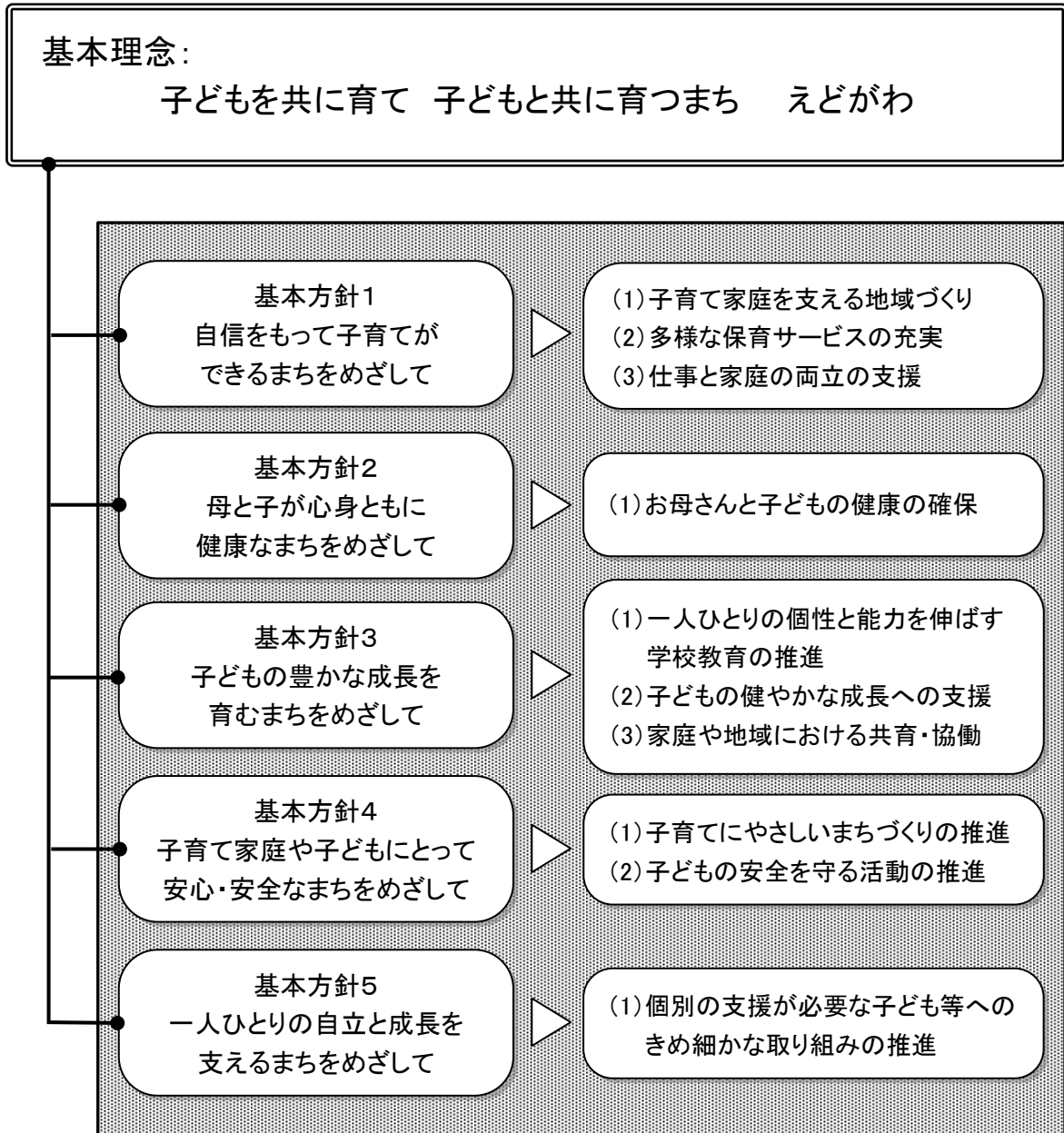
#### 基本方針4 子育て家庭や子どもにとって安心・安全なまちをめざして

子育てにやさしい生活環境の整備、子どもの安全を守るまちづくりに取り組みます。

#### 基本方針5 一人ひとりの自立と成長を支えるまちをめざして

子どもの虐待防止対策、ひとり親家庭や障害児への対応など、個別の支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

### 3 計画の体系



## IV 施策の取り組みの方向性

### 1 自信をもって子育てができるまちをめざして

#### (1) 子育て家庭を支える地域づくり

##### ① 地域子育て支援サービスの充実

低年齢児（0～2歳）の多くが、家庭で養育されている江戸川区の特性を踏まえ、親が孤立することなく、楽しく子育てをしていくことができるよう、子ども家庭支援センターを中心として、（仮称）共育プラザ（41ページ参照）や健康サポートセンター等に子育てひろばを設置します。親子や親同士の交流の場の提供や子育て講座等の開催、子育てボランティアの育成やサークルへの支援など、様々な事業を展開していくことにより、親が子どもへの関わり方や遊び方などを身につけることができるよう、また、地域で支えあっていけるよう支援していきます。

さらに、地域の子育ての助け合いである、ファミリー・サポート事業を普及していくとともに、幼稚園の預かり保育、サポート保育も実施していきます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）、一時保育事業、訪問型一時保育事業及び産後支援ヘルパー事業などの子育て支援サービスについては、地域の力を活かしながら実施を検討していきます。

##### 【ファミリー・サポート事業】

子育てのお手伝いをしたい方（協力会員）と、お手伝いを頼みたい方（依頼会員）がそれぞれファミリー・サポートの会員となり、地域で子育ての助け合いを行うしくみです。

保育園や幼稚園などの開始前・終了後の預かり、保育園などへの送り迎え、一時的な預かりなど、子育てに必要な援助を行います。

また、サブセンターとして、「くらし助け合いの会しあわせ」「グループお互いさま」（子育て支援団体）や私立幼稚園の協力をいただいています。

イラスト

【ファミリー・サポート・センター】 江戸川区子ども家庭支援センター内  
3877-2560

## ② 子育て総合相談・情報提供体制の整備

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭を支援するための核として、総合相談・支援体制を整備していくとともに、児童相談所等の専門的な機関との連携のもと、機能を拡充していきます。また、子育てや保育情報の一元的な集約を行い、ホームページや子育てマップ、児童施設の子育て情報コーナー等を活用し、情報提供を行います。さらに、ホームページ上での区民中心の「(仮称)子育て井戸端会議」(子育て情報交換サイト)の開設などを検討し、必要な時に必要な子育て情報を得られる環境づくりをすすめていきます。

### 【子ども家庭支援センター】

子育てや家庭に関する相談・支援のわかりやすい総合窓口として、相談の受付と対応、子育て支援サービスの展開、子育てに役立つ情報の発信や紹介、児童虐待SOS(5662-5115)の受付などを行っています。

気軽に情報交換をしたり、子どもと親と一緒に遊べるひろばもあります。

写真

所在地：江戸川区船堀4-2-5(勤労福祉会館1階)

都営交通新宿線「船堀駅」徒歩3分

電話：3877-2460

ホームページ：<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/guide/kosodate/index.html>

### 【子育て支援に関する情報提供】

#### ◇子育て情報ポータル(ホームページ)

区のホームページで、保育や子育て、教育に関する制度やサービスに関する情報をまとめ、総合的に提供しています。

ホームページ：[http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec\\_kodomo/index.html](http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_kodomo/index.html)

#### ◇子育てマップ

子育てに役立つ地域情報マップを作成し、区役所・各事務所・各健康サポートセンターなどで配付しています。

HP

写真

---

### ③ 子育て家庭への経済的な支援

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、乳児養育手当、児童手当の支給、乳幼児医療費助成、子どもを私立幼稚園等に通園させている保護者への保育料等の補助などの経済的な支援を継続して行います。

#### 【乳児養育手当】

1歳未満の乳児を養育している家庭に、手当を支給しています（所得制限あり）。

#### 【乳幼児医療費助成】

小学校就学前のお子さんが医療機関で診療を受けたときの保険診療の自己負担分を全額助成しています。

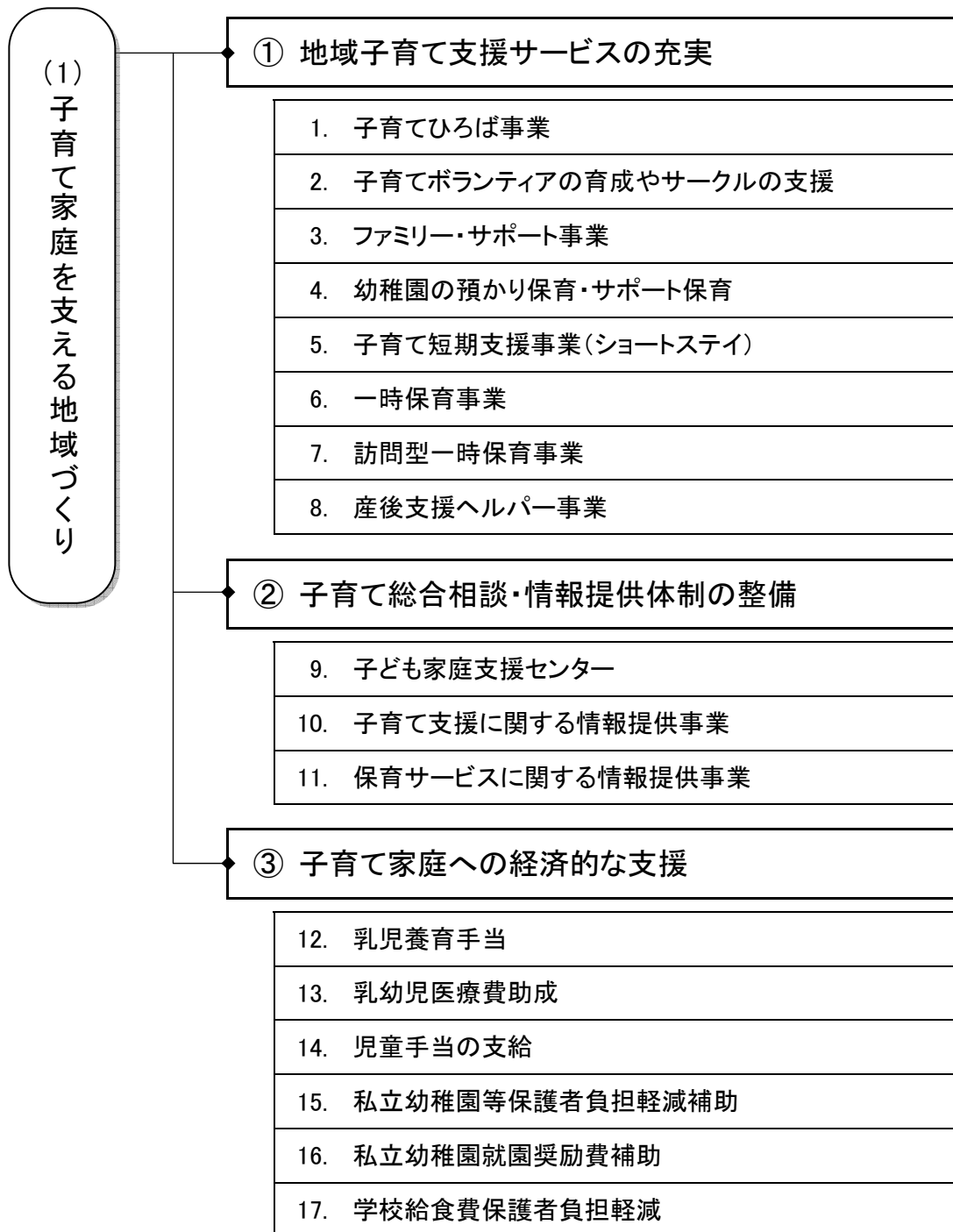
#### 【私立幼稚園保護者負担軽減補助】

区立幼稚園と同じ負担で私立幼稚園に通えるよう、所得制限なしで入園料や保育料の助成をしています。

#### 【学校給食費保護者負担軽減】

小・中学校の給食費の約1/3を区が負担し、保護者負担額を軽減しています。

施策の柱と体系



## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1. 子育てひろば事業 [子ども家庭部・健康部]	か所数	17か所	—			→
3. ファミリー・サポート事業 [子ども家庭部]	か所数	1か所	—			→
4. 幼稚園の預かり保育・ サポート保育 [子ども家庭部・教育委員会]	実施園数	36園	—			→
5. 子育て短期支援事業 (ショートステイ) [子ども家庭部]	定員数 か所数	—	—	—	2人 1か所	→
6. 一時保育事業 [子ども家庭部]	定員数 か所数	—	—	30人 6か所	—	→
7. 訪問型一時保育事業 [子ども家庭部]	延派遣 回数	—	2,000回	4,000回	6,000回	8,000回
8. 産後支援ヘルパー事業※ [子ども家庭部]	延派遣 回数	—	(200回)	(400回)	(600回)	(800回)

※産後支援ヘルパー事業の延派遣回数（ 回）は、訪問型一時保育事業のうち数です

### 【子育てひろば】

NPO 法人ファミリーセンター東京ベータは、東葛西において平成12年度から（財）こども未来財団の「親子よろこびの広場」を運営してきた団体です。広場では、茶話会、お菓子作り、絵本の読み聞かせ、子育て講座、一時保育などを実施し、乳幼児を連れて遊びにきた親たちをエンパワーしています。

区は、このように民間の特長を活かして、子育てひろばを運営している団体を支援していきます。

写真

基本方針1 自信をもって子育てができるまちをめざして  
 (1)子育て家庭を支える地域づくり

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
9. 子ども家庭支援センター [子ども家庭部]	先駆型 <sup>※</sup> への 移行年度		移行	—————→		
10. 子育て支援に関する 情報提供事業 [子ども家庭部]	「(仮称)子育て井 戸端会議」(子育て 情報交換サイト)の 開設年度	検討	開設	—————→		
12. 乳児養育手当 [子ども家庭部]	支給人数	4,400人	—————→			
13. 乳幼児医療費助成 [子ども家庭部]	支給人数	46,500人	—————→			
14. 児童手当の支給 [子ども家庭部]	助成人数	45,900人	—————→			
15. 私立幼稚園等保護者 負担軽減補助 [子ども家庭部]	助成人数	13,000人	—————→			
16. 私立幼稚園就園奨励 費補助 [子ども家庭部]	助成人数	8,000人	—————→			
17. 学校給食費保護者負 担軽減 [教育委員会]	助成人数	小学校 25,100人 中学校 8,900人	—————→			

※先駆型子ども家庭支援センター：虐待防止支援や見守りサポートなどの機能を強化した子ども家庭支援センター



## (2) 多様な保育サービスの充実

### ① 家庭的保育の推進

低年齢期（0～2 歳）は健全な親子関係や人間性の基礎を確立するために、家庭的な保育を推進していくことが大切です。したがって、今後とも、特に0歳児保育については保育ママ制度の充実を図るとともに、新たに、子育てグループによるサークル的な保育システムの導入を検討するなど、家庭的な環境を重視した保育を推進していきます。

#### 【保育ママ制度】

生後9週（57日）目から1歳未満の健康なお子さんを対象に、保護者の方が働いていたり、病気などでご家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって「保育ママ」が家庭的な愛情と環境のもとで預かる、江戸川区の誇る家庭的保育制度です。

写真

### ② 保育施設の充実

保育園の待機児童について真に必要なニーズを見極めながら、地域の実情にあわせて既存施設の定員拡大、定員の弾力化や新たな認可保育園の整備等をすすめます。また、多様な保育ニーズにいつでも柔軟に対応できるよう、区立保育園の民営化、認証保育所の設置誘導・運営助成、認定保育室の運営助成等を行い、民間活力による効率的な施設運営を推進していきます。

（→26 ページ参照）

#### 【認証保育所】～新しいタイプの都市型保育所～

平成13年度から東京の新しいタイプの都市型保育所として認証保育所が設置されています。これは、駅付近の便利な場所などに、東京都の認証基準を満たした保育所を設置し、多様化する都市型ニーズに応えていこうとするものです。

保育を必要とする方と保育所との直接契約で入所できる点が、従来の認可保育所との大きな違いです。また、全施設での13時間開所、0歳児保育の実施などにも特徴があります。

平成17年3月現在、区内には18か所、主要な駅付近すべてに認証保育所があります。一時保育、休日保育、外国人による異文化交流保育、インターネットによる保育情報提供等、それぞれ民間の創意工夫を活かした運営をしています。

### ③ 保育サービスの充実

保育内容の充実を図るとともに、延長保育事業、乳児健康支援一時預かり事業（病後児保育）など、多様化するニーズに対応し、区民が利用しやすいサービスの提供に努めます。

また、保育サービスの質の向上を図るため、保育サービスに対する第三者評価制度を普及啓発していきます。

### ④ 新たな保育・教育制度への取り組み

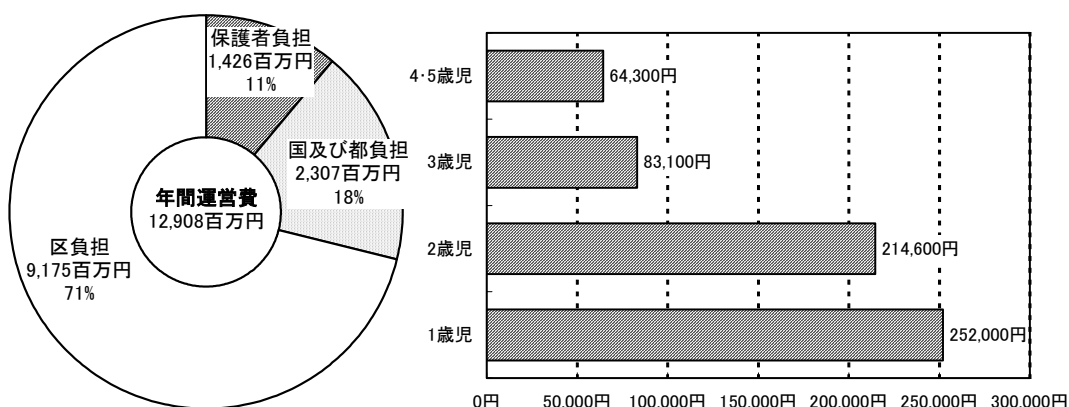
今、国では、親の就労の有無や形態にかかわらず、就学前の子どもにとって適切な保育・教育の機会を確保するため、就学前の保育・教育を一体としてとらえた総合施設のあり方について検討がすすめられており、今後、保育・教育制度が大きく変わることが予想されます。区は、国等の動向に留意し、地域の実情を勘案しながら検討をすすめていきます。

#### 【保育園運営の現況】

年間の保育園運営に要する経費は129億円となっています。そのうち、保護者の皆さんからの保育料は14億円で、全体経費の約11%です。

園児一人あたりの保育経費は月額平均123,900円（年額148万円）であり、うち110,800円（年額133万円）を区民の税などで負担しています。

[ 保育園運営経費の負担割合(左図)と園児一人あたりの保育経費(月額)(右図) ]



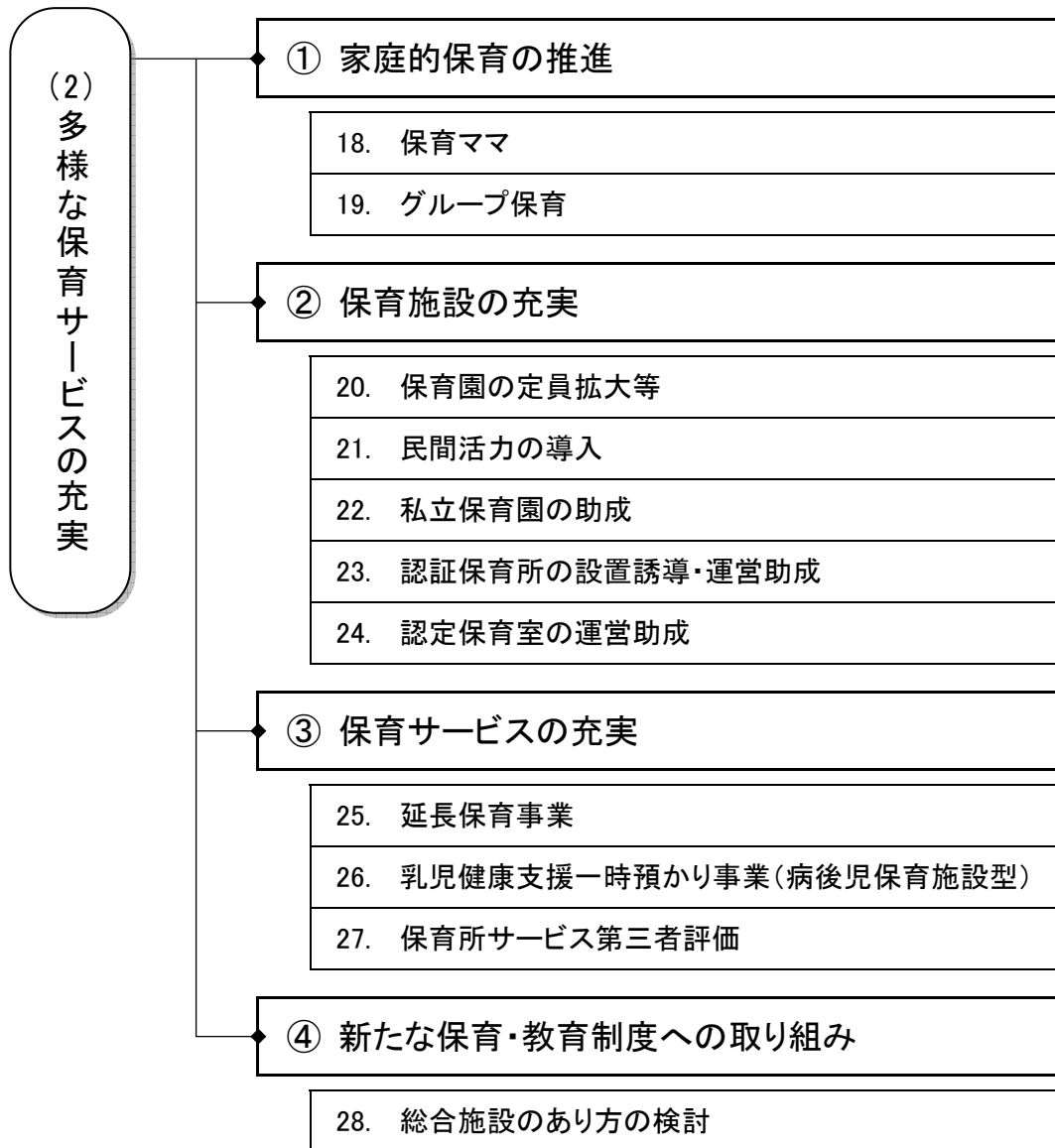
資料：平成15年度決算より

資料：平成15年度区立保育園の決算より

今後、質量ともにますます拡大する保育事業については、いっそうの創意工夫を行うとともに、効率的な事業運営を行っていくことが求められています。

区では、今後とも厳しい財政状況の中、あらゆる可能性を追求し、さらなる保育の充実に努めていきます。

## 施策の柱と体系



## 主要事業の目標事業量

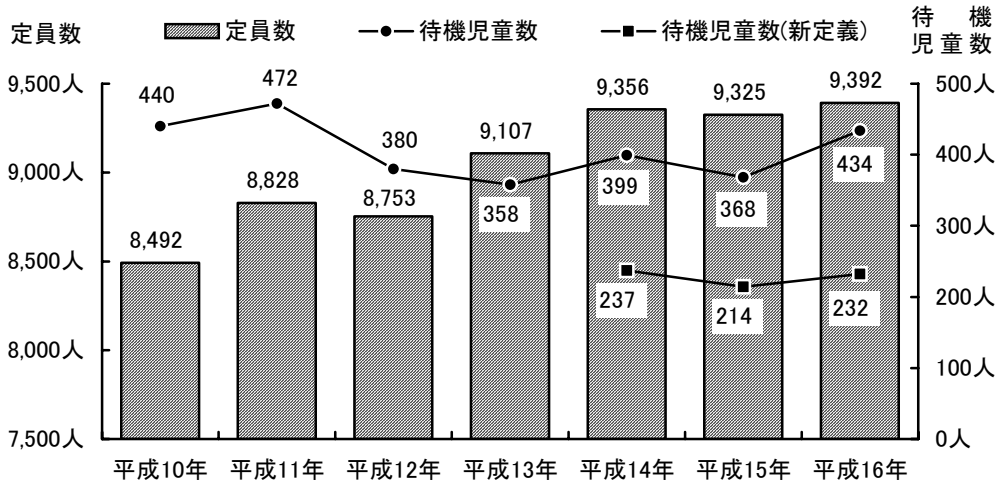
事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
18. 保育ママ [子ども家庭部]	受託児数	410人	415人	→	420人	→
19. グループ保育 [子ども家庭部]	定員数 か所数	—	—	30人 6か所	→	→
20. 保育園の定員拡大等 [子ども家庭部]	受け入れ数	9,500人	9,550人	9,600人	9,650人	9,800人
21. 民間活力の導入 [子ども家庭部]	民営化園数	—	—	—	1園	2園
23. 認証保育所の設置誘導・ 運営助成 [子ども家庭部]	定員数 か所数	511人 19か所	541人 20か所	571人 21か所	601人 22か所	631人 23か所
24. 認定保育室の運営助成 [子ども家庭部]	定員数 か所数	125人 6か所	→	→	→	→
25. 延長保育事業 [子ども家庭部]	実施園数	33園	35園	→	37園	→
26. 乳児健康支援一時預かり 事業(病後児保育施設型) [子ども家庭部]	定員数 か所数	—	6人 1か所	→	→	→
27. 保育所サービス第三者 評価 [子ども家庭部]	導入年度	認証保育 所への 補助開始	普及・ 啓発・ 実施	→	→	→

# 保育計画

## 現状

900人の定員拡大をしましたが、待機児童は減少していません。

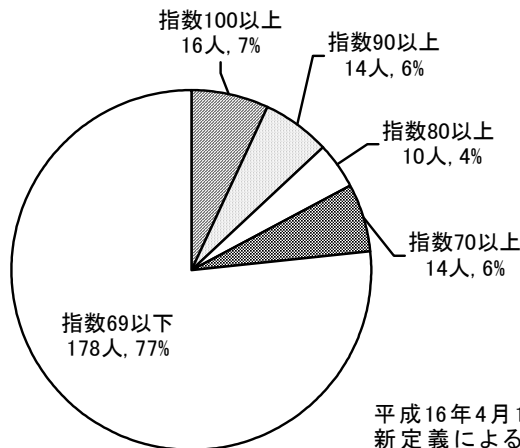
[ 定員と待機児童数の推移 ]



各年4月1日現在

新定義: 他の保育施設を利用している児童や希望する保育園以外の保育園に入園できるが、待っている児童を除いた数

[ 指数別待機児童数 ]



平成16年4月1日現在  
新定義による待機児

※指数とは、保護者の就労状況などを数値化したもので、入園の選考基準となるものです。

【指数の例】

- 指数 100 …… 両親ともに常勤者
- 指数 90 …… 常勤者と月 16 日以上で 7 時間以上の勤務
- 指数 80 …… 常勤者と月 12 日以上で 7 時間以上の勤務
- 指数 70 …… 常勤者と月 11 日以上で 7 時間未満の勤務
- 指数 69 …… 上記以外 (参考) 常勤者と求職中は指数 60 程度

## 待機児解消計画

**受入枠を拡大し、保育の必要度（指数）の高い待機児童から、順次、解消していきます。**

★受入枠の拡大は、次の方法により順次、行っていきます。

- ◇保育室の増室が可能な施設では、定員の拡大を行っていきます。
- ◇新たな施設の建設や建替えによる定員の拡大を行っていきます。
- ◇待機児童がいる地域では、各施設の条件が許す範囲の中で、定員を超えて受け入れを行っていきます。

### [ 認可保育園の受入枠 ]

区 分	現 在	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
低年齢児	3,135人	3,200人	3,250人	3,250人	3,300人	3,350人
3歳以上児	6,257人	6,300人	6,300人	6,350人	6,350人	6,450人
計	9,392人	9,500人	9,550人	9,600人	9,650人	9,800人

### [ 保育ママの受入枠 ]

区 分	現 在	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
0歳児	404人	410人	415人	415人	420人	420人

### [ 認証保育所の箇所数及び受入枠 ]

区 分	現 在	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
箇所数	18か所	19か所	20か所	21か所	22か所	23か所
受入枠	481人	511人	541人	571人	601人	631人

### [ 認定保育室の箇所数及び受入枠 ]

区 分	現 在	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
箇所数	7か所	6か所	—			▶
受入枠	154人	125人	—			▶

### [ 幼稚園の預かり保育・サポート保育 ]

区 分	現 在	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区立幼稚園 サポート保育	6園	—				▶
私立幼稚園 預かり保育	30園	—				▶
計	36園	—				▶

## 区立保育園の民営化計画

**多様な保育ニーズへの対応と効率的で柔軟な施設運営のため、区立保育園の民営化を計画的にすすめていきます。**

今、保育事業は、多様なニーズへの対応、待機児童の解消、効率的な保育園運営など多くの課題を抱え、大きな転換期を迎えているといわれています。

国においては増大する保育需要に対応するため、保育園設置主体の制限を撤廃するなど、様々な規制の緩和が図られ、就学前の保育・教育を一体としてとらえた総合施設についての検討がすすめられています。また、平成13年の児童福祉法の改正では、公設民営の促進が規定されるなど、多くの自治体で民間活力の導入が検討・実施されています。

しかし、保護者の皆さんの中には、保育の質への疑問や不安などにより民営化を反対される方もいます。

内閣府国民生活局によると、公立保育園・民間保育園のどちらかの質が良く、どちらが悪いということはなく、それぞれが得意分野を持ってサービスを提供していると分析しています。

- (例) 区立 ⇒ 人材能力や施設環境は優れているが、コストがかかりすぎている  
民間 ⇒ 子どもの健康や安全管理、父母の利便性などは、民間が公立を上回っている など

区では、保育の質を低下させず、様々な保護者へのニーズに対応し、保護者の信頼に応えることができる新しいスタイルの公設民営保育園を平成14年に開設しました。

開設以来、「保育」「幼児教育」「地域の子育て支援」を基本として、受入枠の拡大・延長保育の拡大・子育てひろばの開設・外国人による異文化交流保育・和楽器によるリトミックなどを実施し、保護者の皆さんの期待と信頼に応えています。さらに、このことが、効率的な保育園運営にもつながっています。

これからも、今までの経験と実績をさらに活かし、区立保育園の民営化を計画的にすすめていきます。

**★民営化園は、次の点を総合的に勘案し、選定していきます。**

- ◇配置バランス 地域における保育施設の配置状況や区内各地域への民営化園の配置バランス
- ◇施設の条件 施設の建設年次や施設の規模
- ◇民営化の効果 民営化による受入枠の拡大、通勤に便利な地域などの利便性
- ◇保育需要 将来の子どもたちの状況、安定的な保育園運営が確保される将来需要など

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
民営化	民営化に向けた準備			1園	2園	3園

**【江戸川区方式公設民営保育園】**

平成14年4月1日、江戸川区の民営化第一号保育園が開園しました。公立保育園として建設が進められていた2園を民間法人「社会福祉法人えどがわ」に委託し、私立保育園として開設したものです。この法人は、区内の私立幼稚園・保育園の関係者が一体となって設立し、これまでの経験と実績を活かし、就学前児童の健全育成と効率的な施設運営を図り、新たなスタイルの保育園運営をめざしています。

葛西おひさま保育園（東葛西 5-29-14）

新堀おひさま保育園（新堀 2-13-4）

写真

写真

写真

写真



### (3) 仕事と家庭の両立の支援

---

#### ① 多様な働き方への支援

女性、男性を問わず、仕事時間と生活時間のバランスがとれた働き方を選択できるよう、短時間労働・派遣労働など多様な働き方への支援、就職・再就職の支援、起業の支援などを行います。

また、子育て等と仕事の両立を支援するための育児・介護休業の制度等を活用しやすくするための情報提供や普及・促進に努め、男女がいきいきと働き自立できる環境づくりをすすめます。

---

#### ② 男女共同参画の推進

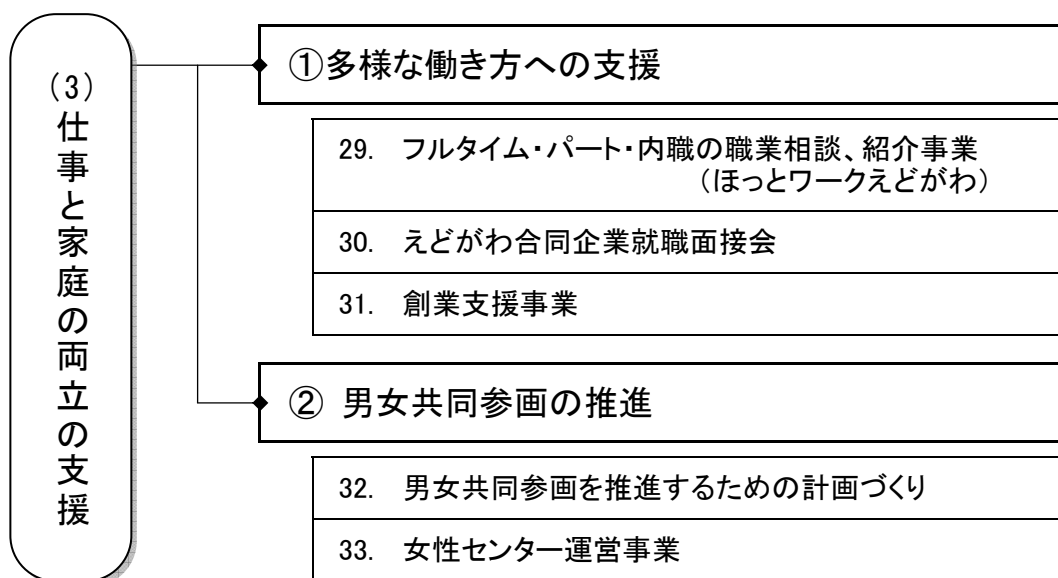
男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かちあい、その能力と個性を十分に発揮できる社会づくりを推進するための計画を策定し、男女平等の意識形成を図るなど、男女共同参画にむけた取り組みを行います。

また、女性センターにおいても、相談、情報提供、意識啓発事業を実施していきます。こうした取り組みにより、男女が相互に協力し、仕事と家事や子育てなどの家庭生活を両立させることができるよう支援します。

#### 【男女共同参画を推進するための計画づくり】

男女共同参画社会の実現にむけた計画を策定するにあたり、平成 15 年度に「男女平等に関する意識調査」を実施し、区民の意識を把握するとともに、平成 16 年度に「江戸川区男女共同参画推進区民会議」を設置しました。現在、委員 14 名（学識経験者 3 名・区民委員 11 名）で会議を運営し、様々な視点から議論を交わしています。今後、会議からの提言を受け、平成 18 年度実施にむけて計画を策定します。

## 施策の柱と体系



## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
32. 男女共同参画を推進するための計画づくり [経営企画部]	計画の策定	策定	周知実施			→

## 2 母と子が心身ともに健康なまちをめざして

### (1)お母さんと子どもの健康の確保

#### ① 母子保健の充実

妊娠期、新生児期及び乳幼児期を通じて親子の健康の確保及び増進を図るため、ハローベビー教室や乳幼児健康診査等の母子保健の充実を図ります。

妊娠・出産・育児に関する知識の普及、情報の提供とともに、育児不安を抱える母親の把握に努め、地域で安心して相談ができる体制を整備します。また、父親の育児参加の促進や母親同士が気軽に情報交換や相談しあえる環境づくりをすすめ、親が自信をもって楽しく子育てができるよう支援していきます。ブックスタート事業\*も乳幼児健康診査時を活用し、継続していきます。さらに、発達に課題をもつ子と親などの身近な相談の場としての機能の充実を図ります。

※ブックスタート事業：親と子が絵本を通じて心とことばを通わすひとときがもてるよう、乳幼児健康診査時に、絵本を紹介する冊子を配付しています。

#### 【乳幼児健康診査】

江戸川区では、幼児期までに以下の健康診査を実施しています。

健診名	実施時期	受診機関
乳児健康診査	3か月～4か月のころ	健康サポートセンター
6か月児・9か月児健康診査	6か月及び9か月のころ	指定の医療機関
1歳6か月児健康診査	1歳6か月のころ	指定の医療機関
1歳6か月児歯科健康診査	1歳7か月のころ	健康サポートセンター
2歳6か月児歯科健康診査	2歳7か月のころ	健康サポートセンター
3歳児健康診査	3歳1か月のころ	健康サポートセンター

写真

## ② 食育の推進

食べることは生きるための基本です。家族や地域の中で子ども一人ひとりの「食べる力・食を営む力」を豊かに育てていくことは、子どもの健やかな心とからだの発達・成長を促すだけでなく、豊かな人間性や家族関係、仲間や地域との関わりを形成していくことの礎となります。

子どもや親だけでなく、次代の親となる者も対象に、食に関する健康づくり、料理づくり、マナーや人間関係づくり、食文化の継承などのための講習会の開催や情報の提供をすすめます。そして、家庭からの食に関する相談に応じ、助言・支援を積極的に行います。

また、アレルギーについて、情報提供とともに、給食などのできる限りの配慮をしていきます。

### 【食育サークルの活躍】

区内には、食事づくりを通して豊かなコミュニティづくりや子どもたちの健全育成を図っているグループがいくつもあります。

「江戸川区在宅栄養士会（E S K）」は、区と連携し、食からの健康づくりを目的に活動している団体です。地域からの依頼も受け、自作の「栄養トランプ」等を使い、遊んで栄養知識や料理が学べる食生活教室や親子クッキング教室を開催しています。

また、「にこにこ会食会」は、清新町コミュニティ会館において、もとは、高齢者の方々のために食を通じて仲間づくりをする会食会を行っていましたが、最近は、「子どもたちに、食を通じて、思いやり、つくる楽しさ、喜んでもらう楽しさ、家庭の中で役に立つことのできる楽しさを経験してもらいたい。」と、子どもたちむけの料理教室と会食会を行っています。

写真

---

### ③ 思春期の子どもの心とからだの健康づくり

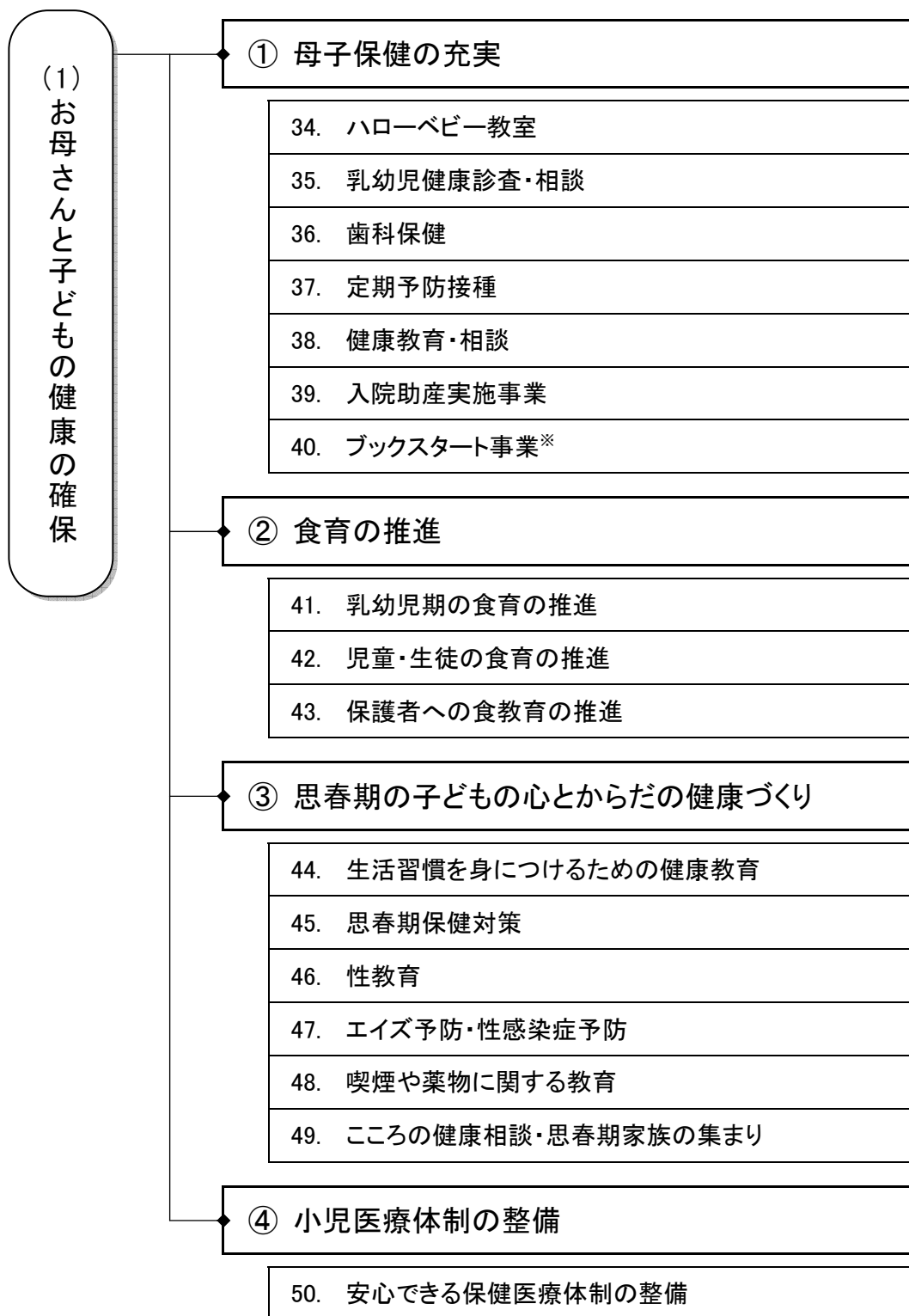
学齢期や思春期の子どもの心とからだ両面の健康を確保するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物等に関する教育、心の問題に対応するための相談体制の充実を図ります。

---

### ④ 小児医療体制の整備

区民が江戸川区で安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、休日診療の制度を充実していくとともに、5月の連休及び年末年始に区内2か所で固定式休日診療所を開設するなど、小児医療体制の整備をすすめます。

## 施策の柱と体系



※ブックスタート事業：32 ページ参照

## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
34. ハローベビー教室 [健康部]	父親の教室 参加率	28%	29%	30%	31%	32%
35. 乳幼児健康診査・ 相談 [健康部]	育児相談 件数	9,050件	9,100件	9,150件	9,200件	9,300件
36. 歯科保健 [健康部]	3歳児の むし歯 罹患率	22%	21%	20.5%	20%	19.5%
37. 定期予防接種 [健康部]	BCG接種率 麻しん接種率	97%以上 95%以上				→
40. ブックスタート事業 [教育委員会]	冊子配付数	1万5千部				→
41. 乳幼児期の食育の 推進 [健康部]	離乳食講習 会開催回数	96回				→
	親子栄養教 室開催回数	子:10回 親:10回				→
	栄養相談 (育児相談 相談者数)	5,950人				→
43. 保護者への食教育 の推進 [子ども家庭部]	講習会 実施回数	11回				→
44. 生活習慣を身につけ るための健康教育 [教育委員会]	実施校数	小:35校 中:15校	小:55校 中:25校	小:73校 中:33校 (全区立小・ 中学校)		→
46. 性教育 [教育委員会]	性教育全体 の計画 作成校	小:73校 中:33校 (全区立小・ 中学校)				→
48. 喫煙や薬物に関する 教育 [教育委員会]	薬物乱用 防止教室 実施校数	小:50校 中:33校	小:60校 中:33校	小:73校 中:33校 (全区立小・ 中学校)		→

### 3 子どもの豊かな成長を育むまちをめざして

#### (1)一人ひとりの個性と能力を伸ばす学校教育の推進

---

##### ① 自立心を育む特色ある教育の充実

各学校における「確かな学力向上推進プラン」の作成、サタディ・プロジェクト事業、道徳教育の充実、教育課題実践推進校の設置等を通して、基礎・基本の確実な定着を図ります。さらに、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健やかな体の育成をめざす教育を推進するために、専門指導員の配置や教員研修等を充実していきます。

---

##### ② 教育環境の整備

I Tの整備やバリアフリー化など、新しい時代や教育内容にふさわしい学校施設の整備をすすめるとともに、老朽化のすすんでいる校舎などを必要に応じて整備・改築していきます。

特色ある学校づくりや教育内容の充実、学力の向上を図るとともに、幼稚園、小学校、中学校、高校の連携教育に取り組みます。さらに、養護学校との連携により、障害のある子どもへの理解教育を推進します。

---

##### ③ 開かれた学校づくり

学校教育に対する保護者や地域の意見を反映していくため、学校公開や学校評議員制度の充実、外部評価の実施とその結果を踏まえた学校経営方針の作成及び教育課程の編成、ホームページによる学校情報の提供などを通じて、積極的に開かれた学校づくりをすすめ、家庭・地域・学校が一体となった学校教育の展開を図ります。

また、豊富な知識や経験を有する区民やボランティアなどの地域共育力を活用し、地域と共に歩む学校教育を推進していきます。

---

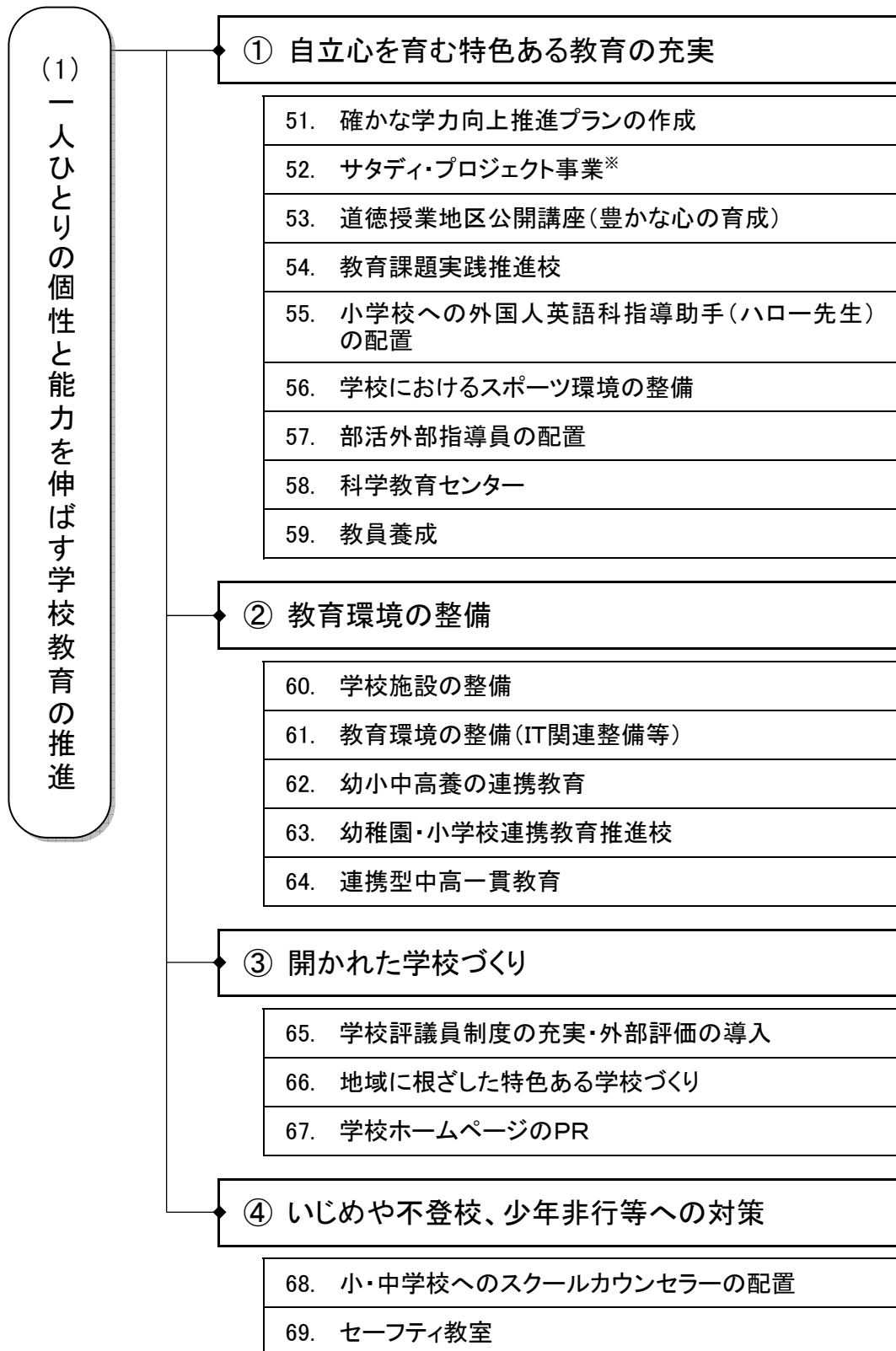
##### ④ いじめや不登校、少年非行等への対策

いじめや不登校などの様々な課題の未然防止や解決を図るため、小・中学校へのスクールカウンセラーの配置をすすめ、校内の相談体制の充実を図ります。

児童・生徒の犯罪被害、非行防止のためのセーフティ教室の実施、不登校・引きこもり・非行等の問題解決を、個別のケースに応じて行う相談支援体制の整備をすすめ、家庭・学校・地域・関係機関が連携して、子どもたちの健全育成を推進していきます。



## 施策の柱と体系



※サタディ・プロジェクト事業：39ページ参照

## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
54. 教育課題実践推進校 [教育委員会]	実施校数 グループ数	10校＋ 3グループ					→
55. 小学校への外国人英語 科指導助手(ハロー先生) の配置 [教育委員会]	配置校数	73校 (全区立 小学校)					→
57. 部活外部指導員の配置 [教育委員会]	配置クラブ数	100部					→
58. 科学教育センター [教育委員会]	センター設置 校数	小:7校 中:3校					→

### 【『確かな学力』向上にむけた取り組み】

#### ◇確かな学力向上推進プラン

子どもたち一人ひとりに確かな学力を身につけてもらうため、区立小・中学校では学校ごとに「確かな学力向上推進プラン」を作成しています。このプランでは、各校の実態・特色にあわせ、確かな学力とは何か、いつ、どこで、どんな形で取り組むべきかをわかりやすく具体的に示しています。

#### ◇サタディ・プロジェクト事業

土曜日に希望する児童・生徒を対象として、補習授業を実施しています。指導には、教員をはじめ、卒業生や地域のボランティアの方があたります。現在、区立小学校7校・中学校10校で実施され、徐々に広がりを見せています。

#### ◇教育課題実践推進校

学校・幼稚園の申請に基づき、教育委員会が指定します。教育課題実践推進校では、直面する教育課題について実践的な研究を行い、具体的な解決方法等についてまとめます。その結果は、全体報告会で各学校をはじめ、広く区民の皆さんに公開されます。

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
60. 学校施設の整備 [教育委員会]	耐震補強 工事実施校	3校	→			
64. 連携型中高一貫教育 [教育委員会]	地区数	1地区	→			
65. 学校評議員制度の充実・ 外部評価の導入 [教育委員会]	外部評価 実施校数	幼：6校 小：73校 中：33校 (全区立幼・ 小・中学校)	→			
67. 学校ホームページのPR [教育委員会]	ホームペー ジ作成校数	幼：6校 小：73校 中：33校 (全区立幼・ 小・中学校)	→			
68. 小・中学校へのスクール カウンセラーの配置 [教育委員会]	配置校数	小：20校 中：33校	小：28校 中：33校	小：36校 中：33校	→	
69. セーフティ教室※ [教育委員会]	実施校数	小：73校 中：33校 (全区立小・ 中学校)	→			

※セーフティ教室：37ページ参照

**【学校案内】**

学校選択の一助となるように作成された、  
全ての区立小・中学校のガイドブックです。

写真

## (2)子どもの健やかな成長への支援

### ①子どもの健全育成の場づくり

放課後や土曜日の小学生の健全育成事業（すくすくスクール）を、地域の教育力を活かして全小学校で展開します。

また、児童館を改修して（仮称）共育プラザとし、運営への子ども自身の自主的な参加や地域の協力のもと、活動内容の充実を図っていきます。

#### 【すくすくスクール事業】

すくすくスクールは、放課後・土曜日の学校施設を活用し、地域・保護者・学校の連携のもと、子どもたちの活動を支えていく“地域・保護者による第二の学校”です。

教室・校庭・体育館など広い学校空間を使い、子ども達は自由な意志で、様々な体験・活動をしています。また、保護者や地域のサポーター（ボランティア）の方によって地域独自のすくすくスクールが展開されています。

写真

#### 【（仮称）共育プラザ】

江戸川区内の6つの児童館をリニューアルして、平成17年度から「（仮称）共育プラザ」とします。ここでは、地域の共育・協働の理念のもとに、中高校生の活動支援・子育て支援・世代間交流に関する事業を充実していきます。

施設としては、談話室、子育てひろば、多目的室等を設けるほか、音楽スタジオ、ミキシング装置、調理設備等を整備するところもあります。

運営としては、開館時間を午後9時まで延長するほか、中高生の育成サポート、子育て支援のスタッフも充実します。また、中高生の運営参画やボランティア、地域団体の協力により、地域の実情にあった運営をしていきます。

イラスト

## ② 創造性を高め、豊かな感性を育む機会の充実

現在の篠崎図書館をリニューアルし、次代を担う子どもたちが未来を創造する拠点、「(仮称)子ども未来館」として整備します。

また、地域と協働して、環境学習、ボランティア、読書、音楽、レクリエーションなど多様な体験活動の場・機会の充実を図るとともに、これらを支える人材を育成し、子どもたちが健康と豊かな情操を育むことができる環境づくりをすすめます。

さらに、青少年がホームステイなどの海外での生活体験を通して、様々な世界の人々と交流し、国際人としての資質や能力を養っていくことができるよう、海外派遣事業を行っていきます。

### 【子ども未来館】

現在の篠崎図書館を子ども図書館とするとともに、周辺のポニーランドや江戸川河川敷を活用した環境学習・科学学習ができる施設となるよう、一体的なリニューアルを行い、次代を担う子どもたちが未来を創造する拠点「(仮称)子ども未来館」として、平成21年度開設をめざし整備していきます。

### 【えどがわエコセンター】

「環境にやさしいまち江戸川区」の実現をめざし、江戸川区という地域社会を舞台として、区民、事業者、区が連携・協働するという新たなパートナーシップのもと、平成16年4月に全区的に設立されたNPO法人です。

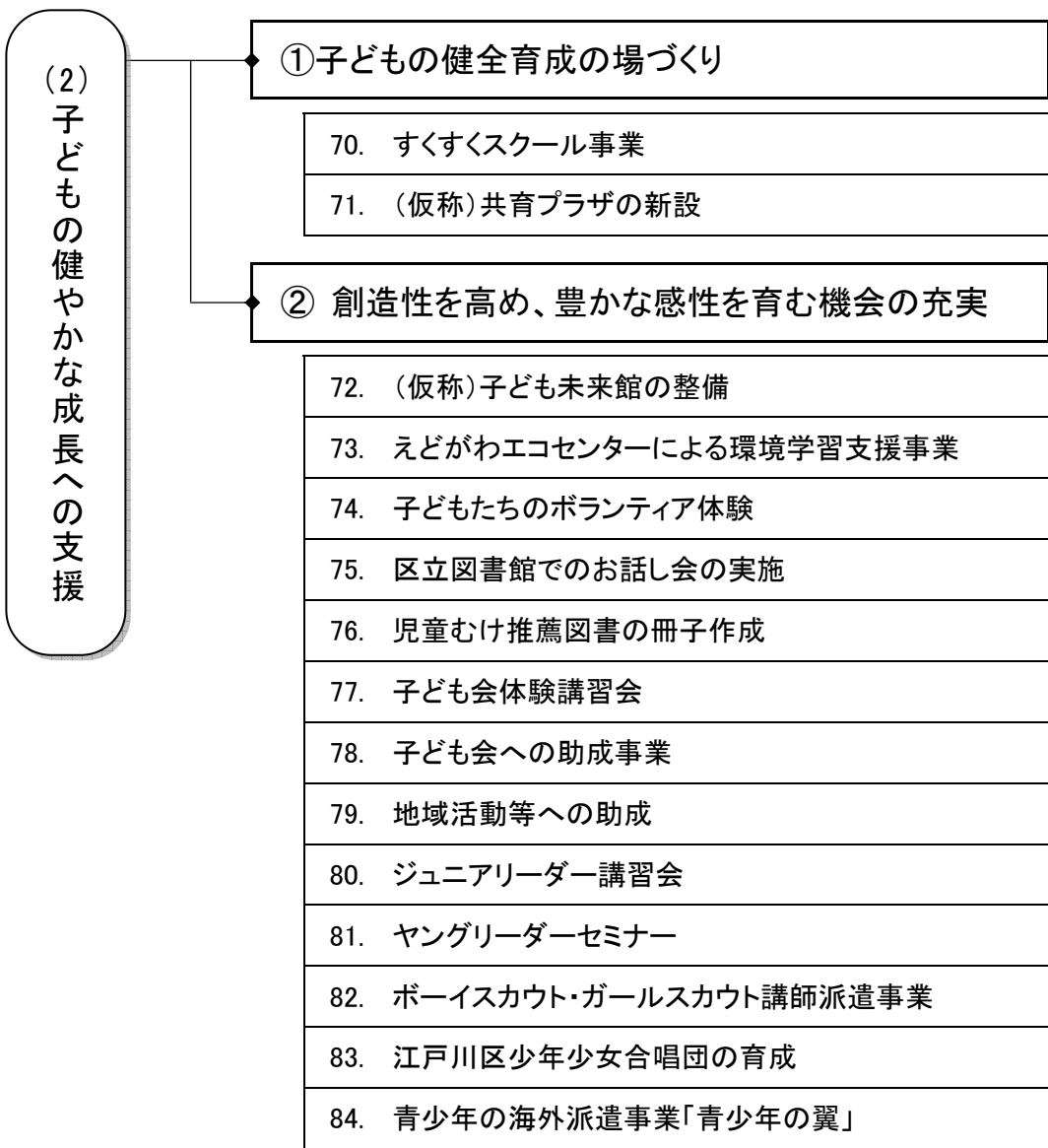
「楽しく環境に取り組みながら、暮らし・まちをつくる」を活動方針として、世代や立場を超えて多くの人々に環境にやさしい生活を広げるための様々な活動を行っています。

写真

### 【青少年の翼】

野村・立井国際交流基金などを活用して、青少年を世界各国へ派遣し、ホームステイや文化体験等幅広い体験を通して、国際感覚を持った次代を担う人材を育成しています。

**施策の柱と体系**



**【子どもの冒険遊び場】～子育て支援～**

子どもたちが自分の責任で自由にのびのびと遊び、そのなかで、自然や地域、人間等について、様々な体験をしていくことは、子どもの成長にとって代え難いものです。

現在、区内の3つの公園で、「遊ぼう会」「こまつなエコキッズ」「ゆきやなぎプレーパーク小松川の会」が公園ボランティアとして登録し、子どもの冒険遊び場を開催しています。

江戸川区は、23区内でも公園面積がもっとも広く、子育て環境としての評価も高い地域です。このような地域の特性を活かして活動している団体を今後も積極的に応援していきます。

## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
70. すくすくスクール事業 [教育委員会・子ども家庭部]	実施校	73校 (全区立 小学校)	→	→	→	→
	学童クラブ 定員数	必要児童はすべて受け入れ				
71. (仮称)共育プラザの新設 [子ども家庭部]	か所数	6か所	→	→	→	→
72. (仮称)子ども未来館の 整備 [経営企画部]	開設年度	検討	→	準備	開設	
73. えどがわエコセンターに よる環境学習支援事業 [環境防災部]	環境学習 プログラムの 活用	モデル校 4校	73校に 展開 (全区立 小学校)	→	→	→
	こども体験 教室開催 回数	11回	→			
74. 子どもたちのボランティア 体験 [経営企画部]	夏の体験 ボランティア 参加者数	300人	→	→	→	→
75. 区立図書館でのお話し会 の実施 [教育委員会]	開催回数	300回	336回	→	→	→
76. 児童むけ推薦図書の冊子 作成 [教育委員会]	冊子 配付数	2万部	→	→	→	→
84. 青少年の海外派遣事業 「青少年の翼」 [経営企画部]	派遣者数	80人	→	→	→	→

### (3) 家庭や地域における共育・協働

#### ① 親としての学びの場の提供

親になる前から、親としての心がまえ、知識、技術などを学ぶことができるよう、子ども家庭支援センター、子育てひろば等の子育て講座や家庭教育セミナー等を活用して、親の役割、子どものしつけ方、子どもとの関わり方などについての学習機会を提供します。

また、兄弟をはじめ年齢の異なる子どもとの交流機会が少ない児童・生徒のために、保育園、幼稚園、学校等の協力のもと、保育体験などにより若い子どもとふれあえる機会の充実を図ります。

#### ② 地域の共育力の向上

江戸川総合人生大学は、地域の共育・協働の学びの場として、地域での実践にむけたより実効性の高い内容に充実していきます。

また、豊かな知恵・知識・経験をもつ熟年者や事業者など、地域の共育力をさらに高め、地域の大人が、子どもたちのために様々なボランティアとしていっそう活躍できるように、担い手づくりと活躍の場づくりをすすめ、ボランティア立区の推進を図ります。

さらに、近くにいる大人すべてが温かい眼で子どもたちを見つめ、声をかけたり救いの手を差し伸べられるような地域の環境づくりをめざし、地域の子育て・子育て支援や健全育成団体活動の支援や指導者の育成をすすめていきます。

#### 【江戸川総合人生大学】

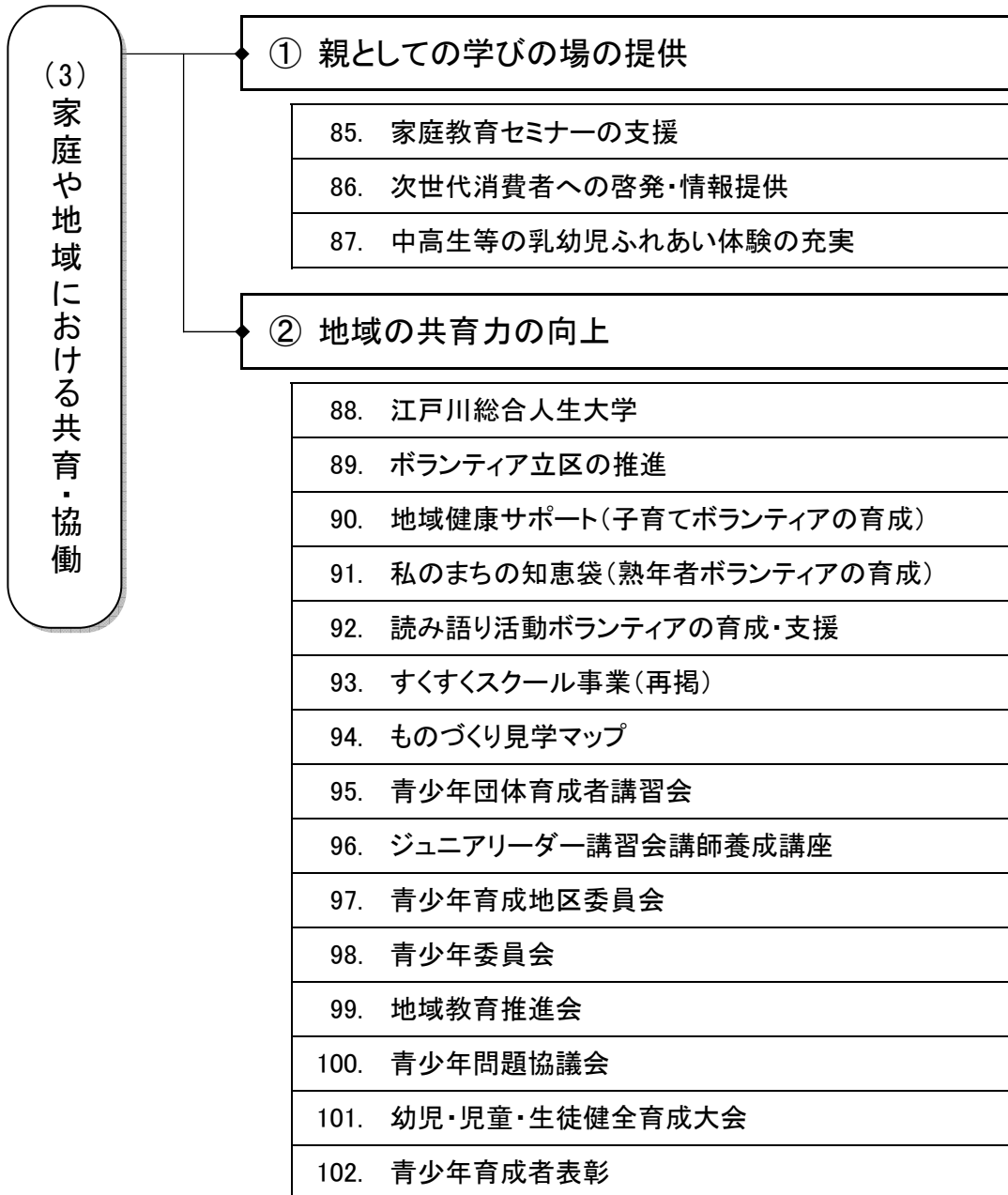
社会貢献をめざす人々を支援する、地域の新しいかたちの大学です。地域課題の解決にむけて自分を活かすための「共育」「協働」の学びと実践の場として、平成16年10月に開学しました。

江戸川総合人生大学は2年制で、学生と区による協働運営や、区民教授として講師に区内の人材を登用するなど、様々な取り組みをすすめています。

ホームページ：<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/topics/daigaku/index.html>



## 施策の柱と体系



### 【私のまちの知恵袋】

熟年者が暮らしの中で蓄えてきた知恵や経験・技術を活かすボランティアです。「昔遊びを教わりたい」「野菜づくりを教わりたい」「地域の移り変わりについて聞きたい」など、地域の子どもたちなどの要望にあわせてボランティアを派遣しています。また、小学校の「すくすくスクール」でも活躍しています。

写真

## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
88. 江戸川総合人生大学 [経営企画部]	学生数	200人	→	→	→	→
89. ボランティア立区の推進 [経営企画部]	ボランティア 登録数	230団体	250団体	270団体	280団体	290団体
90. 地域健康サポート(子育てボランティアの育成) [健康部]	ボランティア 延人数	660人	730人	→	→	→
91. 私のまちの知恵袋(熟年者ボランティアの育成) [福祉部]	登録者数	80人	→	→	→	→
92. 読み語り活動ボランティアの育成・支援 [教育委員会]	養成講座 開催回数	8回	10回	→	→	→

### 【えどがわチャイルドライン】～ボランティアによる子ども電話相談～

19世紀末にイギリスで始まった活動で、現在、欧米をはじめ、東欧、アジアなど約50カ国に広がっています。日本では、1998年に始まって以来、全国60か所以上で活動しています。「受け手」と呼ばれるスタッフは、指示をせず、子どもの声に耳を傾け、子どもの心に寄り添います。この活動を支えていくには、地域のネットワークが必要です。

江戸川区では、2001年に「えどがわチャイルドライン」が設立され、区内の全学校にカードを配ったり、月3回(5日・15日・25日の19時～22時)の相談電話を開設しています。

写真

## 4 子育て家庭や子どもにとって安心・安全なまちをめざして

### (1) 子育てにやさしいまちづくりの推進

---

#### ① 住宅・居住環境の整備

これから子育てをする世帯や子育て中の世帯が、ゆとりある住宅や住環境を確保することができるよう、地区計画や住宅等整備指導要綱等により、地域性を活かした誰にでもやさしい住環境の整備、良質なファミリーむけ住宅の供給を誘導していきます。あわせて、シックハウス対策等を推進し、健康で快適な住まいづくりをすすめていきます。さらに、親子三代がいっしょに住み暮らすことができるよう、三世帯同居住宅資金貸付制度を継続していきます。

また、市街地整備において公園の確保に努めるとともに、公園の環境整備について、公園ボランティアの自主的な活動（43 ページ参照）を支援していきます。

---

#### ② 子育てバリアフリー環境の整備

妊産婦、子ども連れの親など、すべての人が安心して外出できるよう、歩道の段差解消やだれでもトイレの整備等により、だれにでもやさしいまちづくりをめざし、公共施設のバリアフリー化を推進します。公共交通機関のバリアフリー化においては、駅エレベーターの早期整備を誘導するとともに、区内を走るバスのノンステップ化促進を、バス事業者に要請していきます。また、放置自転車対策もさらに推進していきます。

区内のバリアフリー情報を提供するバリアフリーマップの活用により、子育て時でも安全・安心に外出することができる環境づくりをすすめます。

---

#### ③ 道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親などが安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、土地区画整理事業による都市基盤の整備、都市計画道路など地域幹線道路の整備のほか、一般道路等の安全点検と改善に努めていきます。

また、区内の交通事故減少を図るため、警察と連携して歩道のない通学路等の路肩へのカラー舗装、交差点へのすべり止め舗装や特殊舗装等をすすめます。

## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
106. 歩道巻き込み部の段差解消(ユニバーサルデザインの推進) [土木部]	段差解消か所数	350か所	300か所	→	→	→
107. 公園・児童遊園等出入口部の段差解消(ユニバーサルデザインの推進) [環境促進事業団]	段差解消園数	50園	55園 (全235園完了)			
109. 公共交通機関のバリアフリー推進 [都市開発部]	鉄道駅のエレベーター設置によるワルルト確保	→	→	100% →		
	導入バス車両のノンステップ化	→	→	→	→	100% →
112. 歩行者に安全な道路ネットワークの形成 [土木部]	路肩のカー舗装延長距離	1,200m	→	→	→	→
113. 交差点部における交通安全対策の実施 [土木部]	交差点の改良か所数(交差点数)	45か所	→	→	→	→

## (2)子どもの安全を守る活動の推進

---

### ① 交通安全の確保

子どもたちの交通事故の減少を図るため、小学校全校での交通安全教室の実施と、小学3・4年生を対象とする自転車安全運転教室（免許証の発行）など、交通安全の啓発・教育を推進します。

---

### ② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、安全・防犯講習等のいっそうの充実を図ります。また、子ども110番（ピヨピヨマーク）やPTAによる地域パトロール活動等の取り組みを、引き続き支援していきます。

さらに、子どもを犯罪等の被害から守るための、安全・安心パトロール等の地域の自主的な活動の推進や、防犯の視点を踏まえたまちづくりをすすめ、犯罪等の被害にあう子ども「0（ゼロ）」のまちをめざします。

また、夏休みに防災無線を活用した児童の帰宅を促す放送も継続していきます。

---

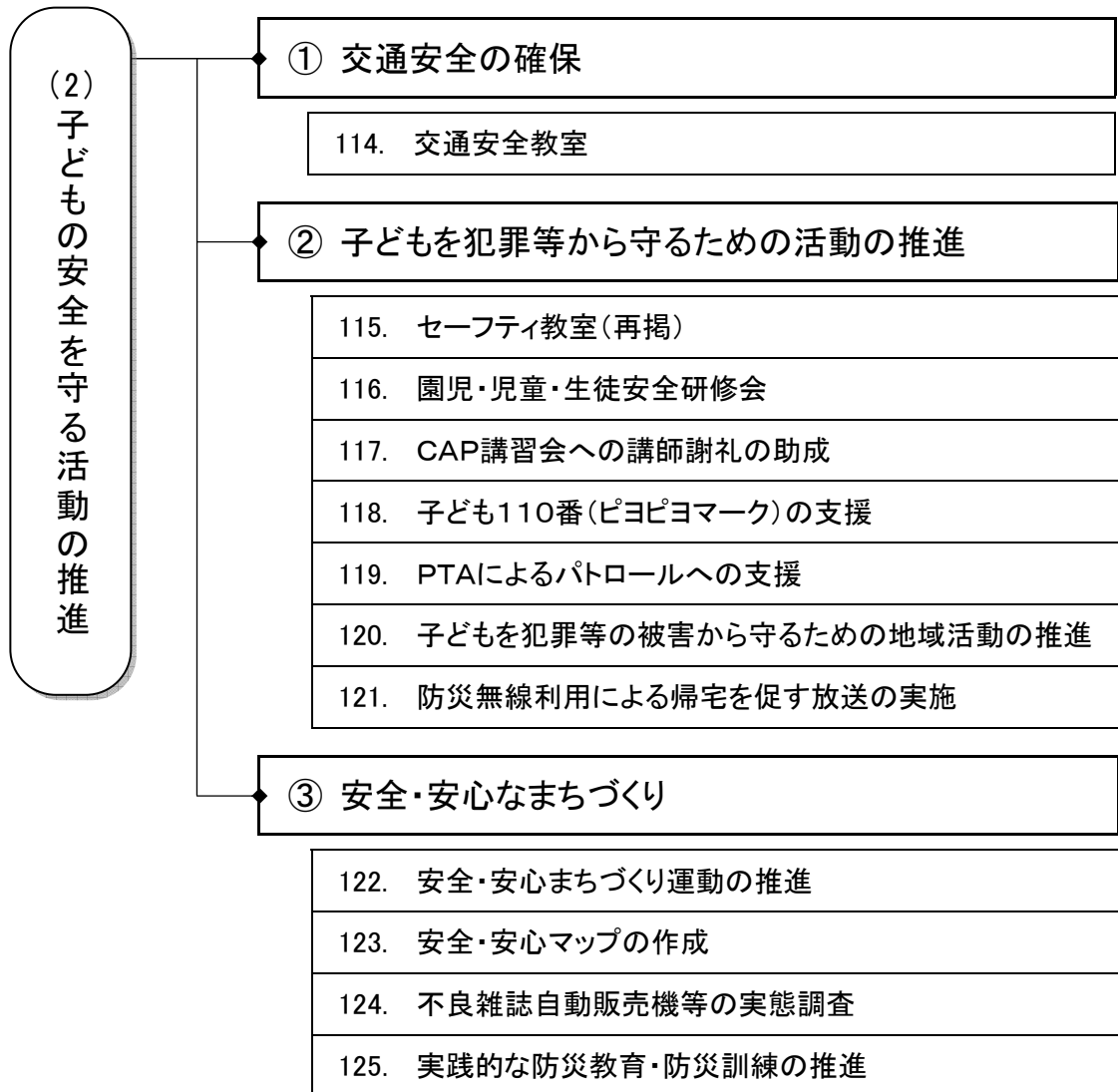
### ③ 安全・安心なまちづくり

「江戸川区安全・安心まちづくり運動大綱」（平成15年8月）のもと、区民、事業者、区、警察、関係機関が主体的に取り組んでいる安全・安心まちづくりにむけた取り組み相互の連携を深め、犯罪発生件数の減少に努めていきます。

また、防犯意識の向上や、子どもが自身で危険を予測し回避できるようにしていくため、児童・生徒、保護者、地域の人との協力のもと、学校ごとに、学校内や周辺地域の安全・安心マップの作成をすすめていくほか、不良雑誌自動販売機等の実態調査を継続していきます。

災害時の行動力を高めるため、災害の場面を想定した教育や、初期消火・応急救護など体験主体の訓練を実施し、防災意識の啓発に努めます。

## 施策の柱と体系



### 【安全・安心まちづくり】

江戸川区は 65 万の人々が暮らす全国有数の大都市です。水と緑の豊かな環境に恵まれ、都心まで約 15 分という便利なまちとして注目されています。

しかし、急速な都市化とともに、都市型の犯罪が増加し、私たちの暮らしを脅かしています。特に、区内各駅の繁華街を中心に、外部から犯罪者が入り込み、被害が多発しています。

こうした状況に対し、町会・自治会、環境をよくする地区協議会、青少年育成地区委員会、保護司会、PTAなど、各種の団体が自主的な防犯への取り組みをすすめ、「わんわん・ウォーキングパトロール隊」や「子ども見守り隊」などが結成されました。

区においても、「江戸川区安全・安心まちづくり運動大綱」を策定し、地域の多くの団体と区、警察等の関係機関が一体となって、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに全力で取り組んでいます。

## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
114. 交通安全教室 [土木部]	小学校での交通安全教室実施率	100%	→			→
	小学3・4年生への自転車安全運転教室実施率	30%	50%	80%	100%	→
120. 子どもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進 [環境防災部]	子ども被害件数	0件	→			→
122. 安全・安心まちづくり運動の推進 [環境防災部]	犯罪発生件数	16,000件	15,500件	15,000件	14,500件	14,000件
123. 安全・安心マップの作成 [教育委員会]	作成校数	幼: 6校 小: 73校 中: 33校 (全区立幼・小・中学校)	→			→
125. 実践的な防災教育・防災訓練の推進 [環境防災部]	訓練回数 参加者数	5回 2,000人	7回 2,500人	8回 2,700人	10回 3,000人	12回 3,300人

## 5 一人ひとりの自立と成長を支えるまちをめざして

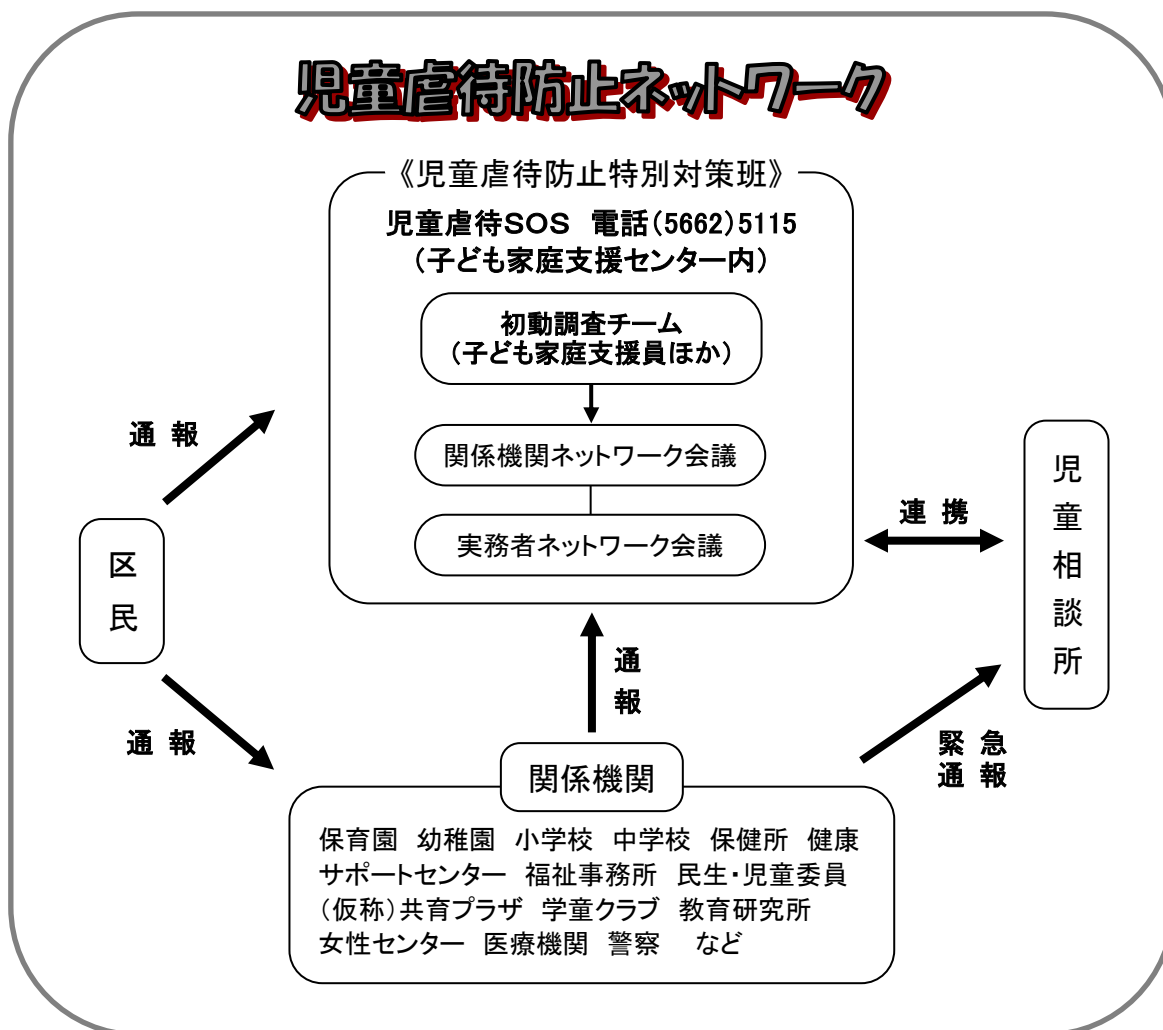
### (1) 個別の支援が必要な子ども等へのきめ細かな取り組みの推進

#### ① 子どもの虐待防止対策の充実

地域の子どもの虐待防止に関係する機関で構成される、児童虐待防止のための関係機関や実務者によるネットワーク会議の運営により、児童虐待防止ネットワーク体制の充実を図り、関係機関の連携のもと、虐待防止活動の推進と予防啓発事業を推進していきます。

さらに、子どもの虐待を未然に防止するため、育児困難等を抱える親のグループミーティング（MCG：マザーアンドチャイルドグループ）や個別相談を通して、親子の関係づくりや問題解決につながるよう支援していきます。

また、児童委員、主任児童委員や学校教職員、医療機関等各機関内において、虐待防止の資質向上に努めていきます。





---

## ② ひとり親家庭の自立支援

増加するひとり親家庭を支援するため、専門の相談員による相談体制の充実に努めます。また、ひとり親家庭が経済的にも社会的にも自立して生活をしていくことができるよう、母子家庭の自立支援のための給付金事業を創設するなど、就労支援や生活支援といった自立支援策に力を入れていきます。

母子が自立して安定した生活を営めるようになるまで、必要な場合には、母子生活支援施設の部屋を提供し、自立の促進にむけた生活支援を行います。

(→59 ページ参照)

---

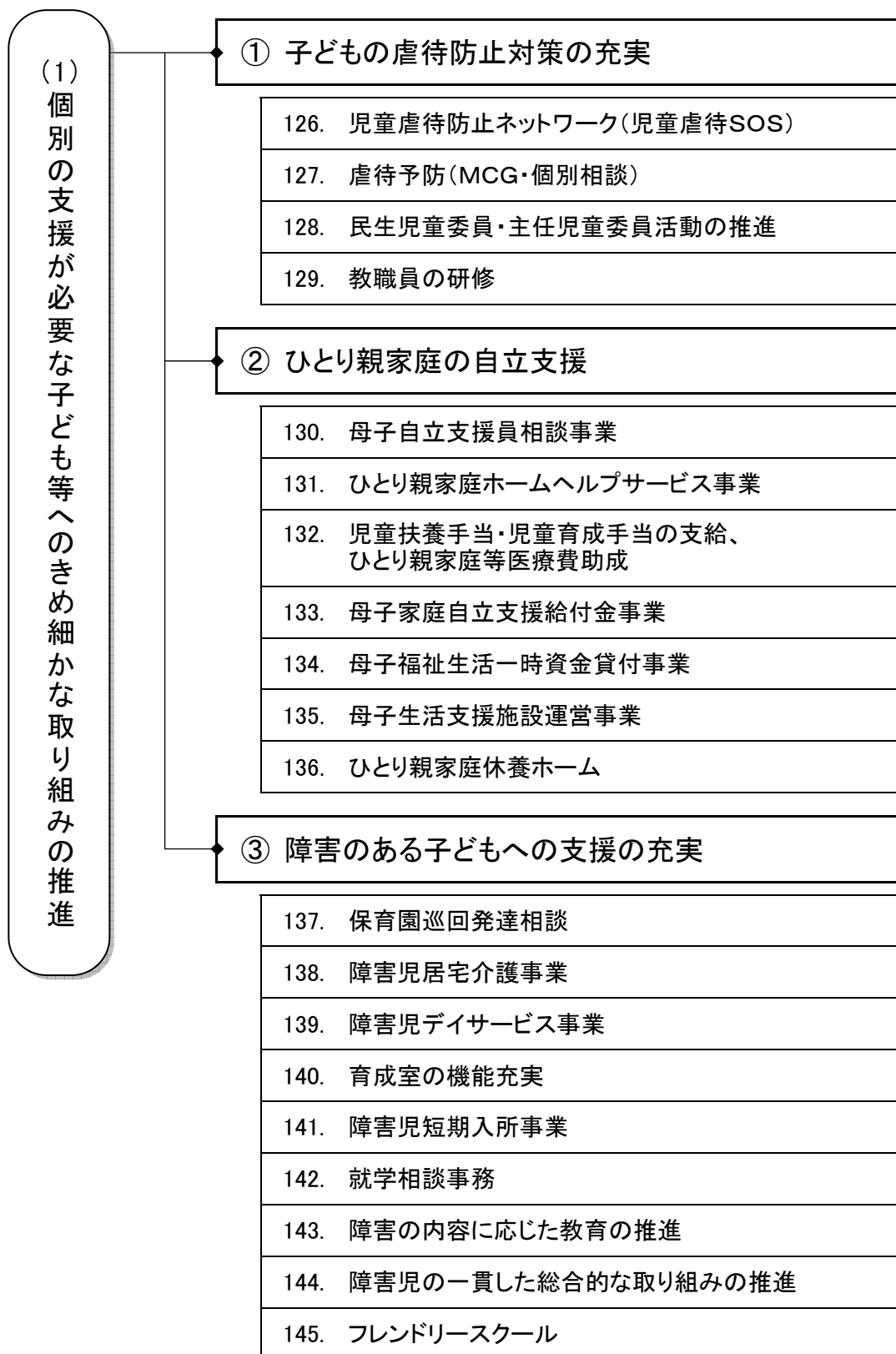
## ③ 障害のある子どもへの支援の充実

障害児の健やかな発達・成長を支援するため、相談体制の整備とともに、障害児保育・教育の充実、各種在宅サービスの充実を図ります。

保育に関しては、育成室の機能充実を図るとともに、医師や心理士による巡回発達相談の機会を増やしていきます。

教育に関しては、心身障害学級の適正な配置とあわせて、障害のある児童・生徒への支援体制の確立を図るための校内委員会を学校ごとに設置し、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応した障害児教育の実現をめざした取り組みをすすめていきます。また、発達障害者支援法の趣旨を踏まえ、教育・福祉・保健・医療・労働等の関係機関による連携を深め、障害のある児童・生徒やその保護者を一貫して総合的に支援していくための体制を整備していきます。

## 施策の柱と体系



## 主要事業の目標事業量

事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
126. 児童虐待防止ネットワーク(児童虐待SOS) [子ども家庭部]	設置年度 (14年度)	連携強化	→			
128. 民生児童委員・主任児童委員活動の推進 [福祉部]	委員数	429人	→			
132. 児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成 [子ども家庭部]	児童扶養手当支給人数	5,600人	5,700人	5,900人	6,100人	6,300人
	児童育成手当支給人数	11,200人	11,500人	11,900人	12,300人	12,700人
	ひとり親医療費助成人数	12,000人	12,600人	13,200人	13,900人	14,600人
133. 母子家庭自立支援給付金事業 [子ども家庭部]	自立支援教育訓練給付金助成件数	15件	→			
	高等技術訓練促進費支給件数	5件	→			

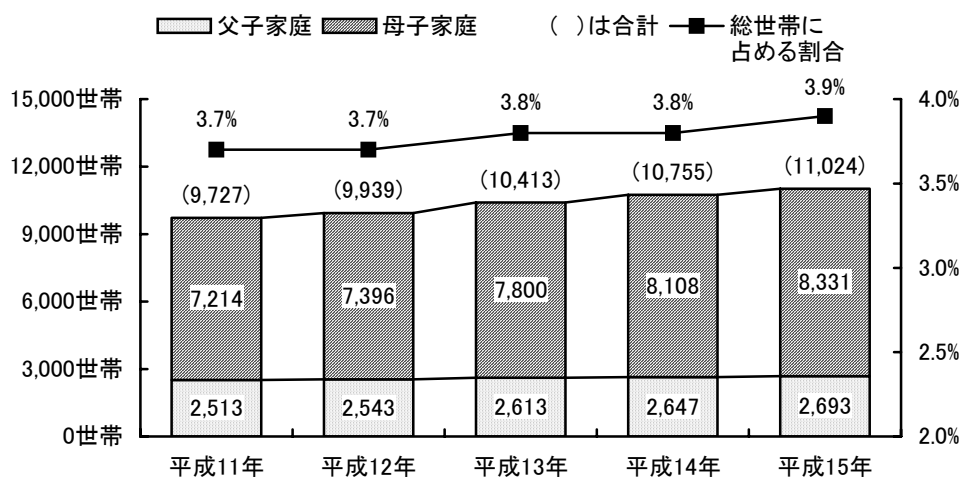
事業名 [担当部]	目標指標	目標事業量				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
137. 保育園巡回発達相談 [子ども家庭部]	実施回数	60回	70回	80回	90回	→
138. 障害児居宅介護事業 [福祉部]	事業者数	58か所	→	60か所	→	62か所
139. 障害児デイサービス事業 [福祉部]	事業者数	4か所	→	5か所	→	6か所
140. 育成室の機能充実 [子ども家庭部]	か所数 機能	2か所 充実	→			→
141. 障害児短期入所事業 [福祉部]	事業者数	4か所	→	→	5か所	→
143. 障害の内容に応じた教育の推進 [教育委員会]	心障学級の 新設・移設数	新設1か所	新設1か所 移設1か所	—	—	—
	校内委員会の設置校数	小:73校 中:33校 (全区立小・中学校)	→			→
144. 障害児の一貫した総合的な取り組みの推進 [教育委員会]	連携協議会の設置	—	—	設置	→	→

## ひとり親家庭の自立支援

### 現状 ひとり親家庭は、年々増加傾向にあります。

- ◇平成15年の総世帯に占めるひとり親世帯の割合は3.9%、うち4分の3は母子家庭です。
- ◇ひとり親家庭の増加に伴い、ひとり親家庭への経済的支援額も年々増加する傾向にあります。

[ ひとり親世帯の推移 ]



資料：住民基本台帳（各年9月1日現在）

## 自立支援計画

## より自立にむけての支援策へ

- ◇ひとり親家庭への支援は、従来の給付中心の支援策から、ひとり親家庭の個々の実情にあわせた、家庭の経済的な自立をめざした支援策に移行していきます。
- ◇以下のような支援事業を活用しながら、ひとり親家庭の方ができるだけ早く経済的に自立できるように支援していきます。

### [ 相談 ]

ひとり親相談	ひとり親家庭の方の自立に必要な相談と解決へのお手伝いを充実していきます。(子ども家庭支援センター)
女性相談	自分らしい生き方を見つけるための相談をお受けしています。(女性センター)

### [ 就労支援 ]

自立支援教育訓練給付金助成	母子家庭の方が指定の教育訓練講座を受講した場合、費用の一部を助成する制度を創設します。
高等技能訓練促進費支給	母子家庭の方が看護師等の養成訓練を受けている間、一定期間資金を支給する制度を創設します。
職業訓練手当	母子家庭となって3年以内に職業安定所を通じて都立技術専門学校で職業訓練を受けるとき、手当が受けられる場合があります。
保育園	優先入所を実施しています。

### [ 生活支援 ]

ひとり親家庭の医療費助成	18歳未満の児童と親の医療費の自己負担分の一部を助成しています。
ホームヘルプサービス	一時的な傷病等で、家事をするものがないときにホームヘルパーを派遣します。
母子福祉生活一時資金貸付	母子家庭の方で、災害や疾病などにより緊急に資金が必要な方に15万円まで生活資金を貸し付けます。
母子福祉資金貸付	事業開始・継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金などがあります。
都営住宅の優先入居	抽選によらずに住宅に困っている度合いの高い人から住宅をあつせんする制度があります。

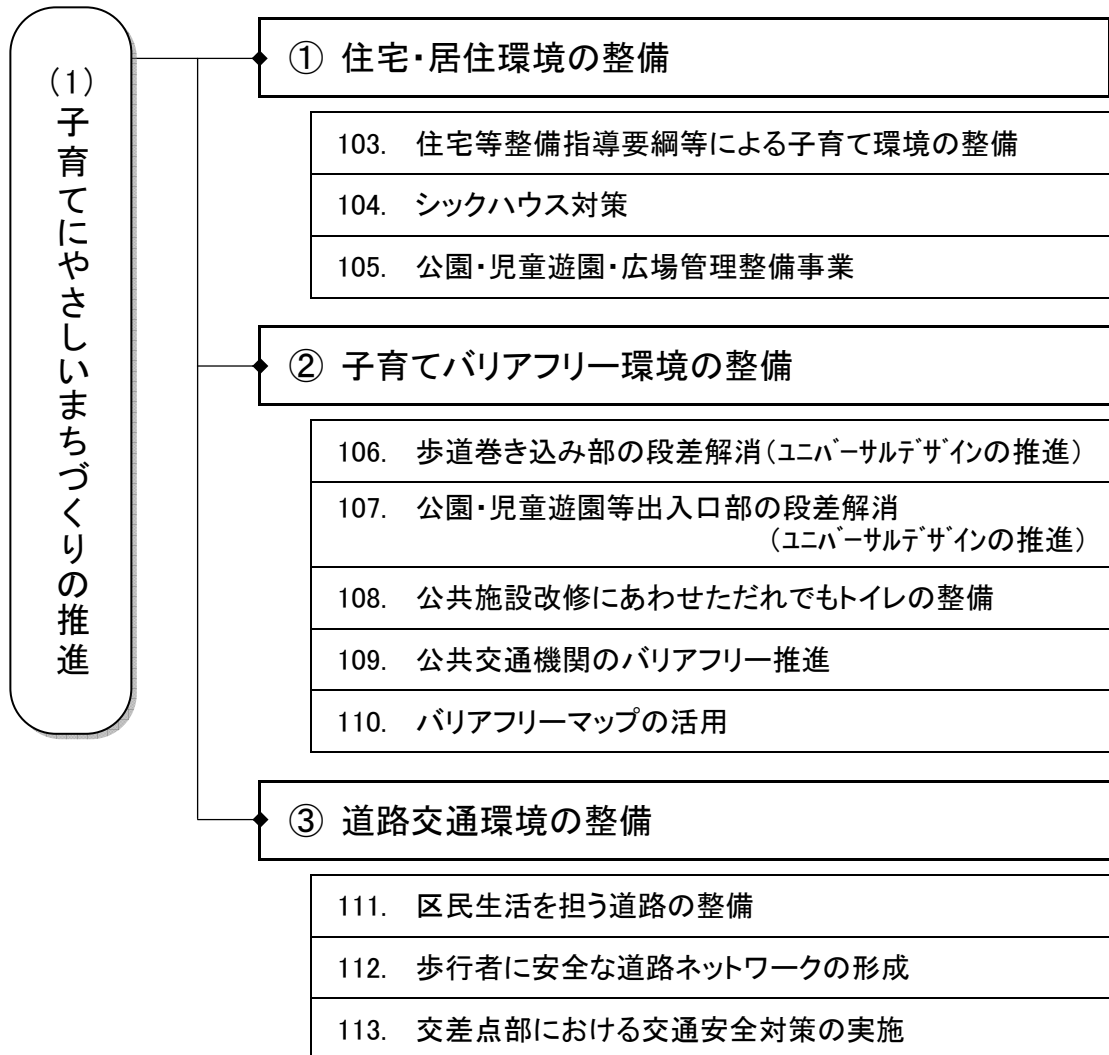
[ 生活支援 ]

母子生活支援施設 (母子寮)	住宅困窮している母子家庭の方が入居することのできる施設です。 入所者に対し、自立にむけた相談、指導、支援を充実していきます。
ひとり親家庭休養 ホーム	旅行会社の契約施設を、助成を受けて利用できる制度です。
その他	J R通勤定期、都営交通、水道・下水道、粗大ゴミ等処理手数料の 減免、電話設置工事等の優遇減免措置があります。

[ 手当 ]

児童扶養手当	18歳までの児童を養育している母子家庭の方に手当を支給し、経済 的な支援をしています。
児童育成手当	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の方に支給し、経済的 な支援をしています。

施策の柱と体系



【バリアフリーマップ】

公共施設や自主的にバリアフリー整備を進めているお店や施設など、区内のバリアフリー情報を紹介するマップを作成し、配付しています。

目の不自由な方でも内容が分かるよう、音声でも情報を聞けるようになっています。区のホームページでも公開しています。

写真



共育・協働 未来への人づくり  
(江戸川区次世代育成支援行動計画(案))

平成 17 年 2 月

江戸川区子ども家庭部子育て支援課  
〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
電話:03(5662)0659 FAX:03(5662)4897